



芝信用金庫本店

# 2025 ハロー!しばしん

しばしんディスクロージャー

資料編



浜松町・芝・大門百景(新橋駅 大正10年)

平素より芝信用金庫をご利用、お引き立ていただきまして、まことにありがとうございます。

この「ハロー!しばしん2025 資料編」は、信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づき「業務及び財産の状況に関する説明書類」として作成しております。当金庫の経営方針や最近の業績のほか、業務・サービスなどをわかりやすくご紹介したものです。

当金庫に対するご理解をより一層深めていただければ幸いです。

## 目次

経営理念	2	自己資本の充実の状況（単体における事業年度の開示事項）	36
経営姿勢	2	同（連結における事業年度の開示事項）	46
金融商品に係る勧誘方針	2	当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	56
ご融資に対する基本姿勢	3	「地域密着型金融」の取組み状況	57
法令等遵守の態勢	3	「経営者保証に関するガイドライン」への取組み状況	61
リスク管理への取組み	4	金融円滑化に対する当金庫の取組み状況	62
主な事業内容	4	報酬体系について	63
業績の概況	5	総代会等に関する情報開示	64
自己資本の充実の状況	6	お客さま本位の業務運営を実践するための基本方針 （フィデューシャリー・デューティー宣言）	66
信用金庫法開示債権及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況	7	マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融リスク管理方針	67
財務データ	8	カスタマーハラスメントに対する基本方針	68
事業状況（預金）	16	サイバーセキュリティリスク管理方針	70
同（貸出金）	17	利益相反管理方針の概要	71
同（有価証券／金銭の信託／公共債）	19	偽造・盗難キャッシュカード等の被害防止対策	71
損益の状況	22	個人情報のお取り扱いについて	72
為替・その他（外国為替・内国為替／その他）	25	しばしんの経営体制／組織体制	73
連結決算による情報	26	信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧	74
自己資本の充実の状況（定性的な開示事項）	33	しばしん店舗ネットワーク	75
		しばしん店舗一覧	76

本誌に掲載している計数は、単位未満を切り捨てて表示しております。そのため、合計額が合わない場合もあります。

## 経営理念

創立100周年を迎えた今、これからも地域と共に金庫が持続可能な成長をしていくため、自らを見つめ直し、原点に立ち返り、存在意義を再構築する必要があると判断し、経営理念を見直しました。

### 基本理念

芝信用金庫は協同の精神に基づき、社会の繁栄に貢献します。

### 経営理念

**私たちは共に歩み続けます** 「お客さまの幸せ」「地域の発展」「職員が輝く未来」のために、どんな時でも一番身近な存在として、寄り添い、支えたい。その想いを「私たちは共に歩み続けます」という一文に込めています。

#### お客さまの幸せのために

「お客さまの幸せ」は、夢や豊かさなどカタチは様々です。一人ひとりのお客さまの幸せを願い、誠実に向き合います。

#### 地域の発展のために

「地域の発展」とは、この街の魅力が高まることです。そのために、私たちは金融支援の枠を超えて未来へつなげる街づくりに取り組みます。

#### 職員が輝く未来のために

「職員が輝く未来」とは、誰もが誇りを持ち活力や笑顔に満ちた姿です。個性を活かし多様性を尊重する職場を目指します。

### 行動指針

1. いつも笑顔と感謝の気持ちを忘れずに行動します。
2. お客さまと誠実に向き合い、ニーズに沿った提案をします。
3. 地域の一員として、このまちの魅力を高める活動に日々取り組みます。
4. 職員が互いを尊重し、挑戦を後押しできる職場を目指します。
5. 芝信用金庫の職員として誇りを持ち、前を向いて、成長を続けます。

## 経営姿勢

2024年度は、2019年にスタートした6年タームの中期経営計画「THE コミュニティバンク 2025～“3つの絆”をより太く、未来へつなぐ100周年～」の最終年度として、これまでに積み残した課題や、明らかになった問題点を解決するため、以下の9項目について重点的に取り組みました。

「中期経営計画 セカンドステージ」2024年度の主な取り組み事項は、次のとおりです。

- (1) お客さま支援の強化
- (2) 世界情勢を踏まえた各種リスクへの対応
- (3) 店舗網と営業ネットワークの最適化
- (4) マルチタスク化と2課体制へ向けた態勢整備及び非効率業務の削減
- (5) バックオフィスセンターの円滑な運営と深化
- (6) 人材育成の強化
- (7) 市場金利変動への対応
- (8) SDGsを意識した経営視点の定着化と実践に向けた検討
- (9) 100周年記念事業の検討

## 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

### 勧誘方針

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

## ご融資に対する基本姿勢

信用金庫は協同組織の金融機関ですので、ご融資は原則的に会員に限られ、その対象は地元の中小企業・個人事業主や個人のお客様です。当金庫では渉外担当者によるお取引先への訪問を営業の基本としており、お客様との直接の対話を何より大切に考えています。こうした活動を通じ、事業計画や生活設計についてお客様と一緒に考えていただき、ご相談・ご要望にもキメ細かく対応させていただいています。ご要望にお応えするため、運転資金・設備資金など資金使途に合わせた各種融資や様々な制度融資などを取り揃え、また、よりよい生活設計にお役立ていただくための各種個人ローン商品などもご用意し、地域の皆様の幅広いニーズにお応えし、地元産業の発展と地域社会の繁栄に貢献できるよう努めています。

渉外担当者全員による融資推進体制の充実に努め、お

客様のニーズに応じた対応に努めています。また、住宅ローン、カードローンの充実に努め、今まで以上に個人のお客様に活用していただけるよう努めています。

そして、資金需要に積極的に対応させていただく一方で、当金庫では貸出金の審査・管理にも細心の注意をもって取り組んでいます。ご融資の原資はすべてお客様の大切なご預金ですので、その資金が不良債権化することのないよう、営業部門とは別の部署が融資案件の適格性を審査するなど、相互牽制を図るための体制をとっています。

更に、個々の案件については、融資の基本原則に基づき安全性・収益性・成長性などを厳正かつ公正にチェックし、また、ご融資が特定の企業や業種に極端に偏ることのないよう常にリスクの分散・回避を図っています。

## 法令等遵守の態勢

当金庫は、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題の一つとして位置付け、以下の諸施策を実施し、全役職員一丸となってコンプライアンス態勢の強化に努めています。

- ① 役職員が遵守すべき倫理規範および行動基準を示した「芝信用金庫行動綱領」を策定しています。
- ② コンプライアンスの具体的な実践計画として、「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、実施しております。
- ③ 役職員が遵守すべきルールを明確にするために、コンプライアンスの具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を策定しています。
- ④ コンプライアンス統括部門および関連部門を定め、それぞれの役割を明確にするとともに、全部門、各店舗にコンプライアンス責任者、コンプライアンス担当者を配置しています。
- ⑤ 役職員に対する、集合研修を行うとともに、各店舗に

において研修を実施し、コンプライアンス教育の強化を図っております。

- ⑥ 役職員のコンプライアンス違反行為については、コンプライアンス・ホットライン「目安箱」（内部通報制度）を設け、報告体制を整備しています。また、「公益通報者保護規程」を策定し、公益通報者の保護についても徹底しています。
- ⑦ 金融商品の販売等に関する法律にもとづき、「金融商品に係る勧誘方針」を策定し、公表するとともに、金融商品の販売等に際し重要事項について説明を行うなど、適正な勧誘を行うよう徹底しています。
- ⑧ 個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづき、「個人情報保護宣言」をホームページ等において公表し、必要かつ適切な安全管理措置を講じて個人情報等の保護を図っています。

## 反社会的勢力に対する基本方針

私ども芝信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

## リスク管理への取組み

### 基本的な考え方

金融機関は広く一般の皆様から大切な預金をお預かりするという、社会性・公共性の強い事業を行っていますが、業務上のリスクをゼロにすることはできないと言われております。

そのため、安定した業務運営を行うには、リスクの所在の認識と適正なコントロールが重要となります。当金庫では、経営理念である「お客さまの幸せ」「地域の発展」「職員が輝く未来」を目指して、従来からの業務方針を堅持し、健全経営をモットーにリスクを最小限にするように業務運営を推進しております。

特に、「企業大口預金の圧縮」「適正な預貸金金利の設定」「厳正な審査による融資」「監査体制の整備」「特定業種、特定先に偏ることのない融資の推進」「事務指導の徹底と内部監査の充実」等を進めるなど、様々な環境の変化に十分に対応できる業務運営に努めております。

### 信用リスク管理

お取引先の倒産や経営悪化などにより、元金や利息など貸出金の回収が困難となり、損失を被るリスクを信用リスクといいます。当金庫では、従来から地元取引先に対する円滑な資金の供給を心がけており、特定の業種、特定のお取引先に対する信用リスクの集中を回避するとともに、審査部門の権限を営業推進部門と明確に区分し、厳格な審査・管理を行っております。

このように、多くのお客様の資金ニーズにお応えすると同時に、厳正な融資審査を実施・チェックすることにより信用リスクの回避に努力しております。

また、2024年度決算においても、自己査定の結果に基づき、十分な償却・引当を行い、安定した経営体制の確立を図るとともに、定期的にお取引先の実態を把握し、対応方針を明確にするなど、与信判断力の強化にも努めております。

なお、2024年度も資産の一層の健全性確保のために、不良債権の売却を行いました。

### 事務リスク管理

不適正な事務処理によって損失を被るリスクを事務リスクといいます。金融機関にとって厳正な事務処理を行うことは、何にもまして重要な課題です。当金庫では、業務・商品の多様化や取引量の増加に適切に対処するため、コンピュータ処理を主体とした事務の機械化を促進するとともに、各種マニュアルの整備と、システム・手続き面でのチェック機能の充実により、迅速かつ厳正な事務の取扱いを行っております。同時に、業務の効率化を図るため、営業店後方事務の集中処理を推進しております。

監査体制については、組織上独立した監査部門が、営業店などへの予告なしの機動的な立入監査を行っており、また、それぞれの部署においては、定期的に内部監査を実施するなど、内部牽制が働く運営体制により事務リスクの発生防止に努めております。

### 市場関連リスク管理

金利の変動や為替、株式などの相場変動により損失を被るリスクを市場関連リスクといいます。金融の自由化や金融技術の進展などにより市場関連リスクも大幅に拡大しております。

これに対応して当金庫では、金融環境の変化に対応した市場関連リスクの管理体制レベル向上のためにALMシステムを活用した管理を実施しております。また、金庫方針に則り、投機的な投資は行わず、リスクの少ない、堅実な資産運用に努めております。

### マネー・ローンダリング／テロ資金供与リスク管理

金融機関が提供する商品・サービス等が、犯罪組織の資金洗浄に利用されるリスクをマネー・ローンダリング／テロ資金供与リスクといいます。わが国の金融システムの健全性の維持と、お客様の経済活動の健全な発展に寄与するため、当金庫は、マネー・ローンダリング／テロ資金供与の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、コンプライアンス統括室を統括部門、コンプライアンス統括室担当理事を責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

## 主な事業内容

信用金庫は、会員組織の地域金融機関です。会員資格のある方は、信用金庫法で定められた地区内に住所またはお住まいをお持ちか事業所をお持ちの方・役員の方や地区内にお勤めの方です。

ただし、従業員が300人を超える個人の事業者や従業員が300人を超え、かつ、資本金が9億円を超える法人は会員資格がありません。

#### ◇預金業務

信用金庫は、会員の皆様のみではなく、会員外のお客様からも広くご預金をお預りいたします。預金商品は、皆様の様々なニーズに対応できるものをご用意しております。

#### ◇融資業務

ご融資は、原則として会員に限られております。

#### ◇為替業務

国内及び海外との資金決済は、国内為替と外国為替のネットを利用してご送金、お振込と幅広くご利用いただけます。

#### ◇その他の業務

その他の業務として、次のような業務を取扱っております。

- 信金中央金庫・株式会社日本政策金融公庫・独立行政法人中小企業基盤整備機構等の代理業務
- 債務保証
- 有価証券の貸付
- 両替業務
- 国債等公共債の窓口販売
- 損害保険の窓口販売
- 生命保険の窓口販売
- 投資信託の窓口販売
- 国庫金等公金の収納
- 公共料金及び各種利用代金等の自動振替

## 業績の概況

### 業績

2024年度の預金・積金につきましては、11,095百万円減少し、期末残高は1,113,034百万円となりました。

貸出金につきましては、7,082百万円減少し、期末残高は584,691百万円となりました。なお、部分直接償却による減少は371百万円です。

有価証券につきましては、13,621百万円増加し、期末残高は250,828百万円となりました。

外国為替につきましては、6,819千ドル増加し、取扱高は70,351千ドルとなりました。

損益状況につきましては、貸出金は減少しましたが、利回りが0.05%ポイント上昇し、貸出金利息が33百万円

増加しました。経費は19百万円の減少となりました。内訳は人件費は減少し、物件費と税金が増加しました。引き続き経費の削減に努めてまいります。

また、長期化するウクライナ情勢や中東情勢の不安定化、長引く物価高騰、金融政策の転換等により、中小企業の方々へ与える影響を考慮し、今期は一般貸倒引当金を1,023百万円計上しました。

この結果として経常利益2,614百万円、当期純利益は1,956百万円となりました。

なお、自己資本比率は13.87%となりました。

### 最近5年間の主要な経営指標の推移（単体）

項目	単位	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		預金積金残高	百万円	1,193,942	1,190,978	1,138,801
貸出金残高	百万円	574,909	596,789	604,980	591,773	584,691
有価証券残高	百万円	315,390	300,240	295,166	237,207	250,828
出資総額	百万円	7,124	9,387	13,878	13,669	13,490
出資総口数	千口	356,223	469,398	693,295	683,499	674,533
純資産額	百万円	71,772	72,376	72,516	75,163	71,716
総資産額	百万円	1,373,599	1,370,535	1,225,204	1,207,160	1,192,186
経常収益	千円	14,678,457	14,663,868	14,385,660	15,437,493	14,501,153
経常利益	千円	2,026,597	2,306,414	2,935,210	3,034,107	2,614,539
当期純利益	千円	1,394,026	1,487,199	1,976,642	2,240,705	1,956,980
単体自己資本比率	%	10.40	10.64	11.56	11.88	13.87
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	千円	142,477 (40銭)	143,587 (40銭)	232,138 (40銭)	273,395 (40銭)	404,719 (60銭)
会員数	人	57,910	57,995	58,145	58,070	57,984
個人	人	39,236	38,795	38,442	37,896	37,366
法人	人	18,674	19,200	19,703	20,174	20,618
役員数	人	16	16	16	17	17
うち常勤役員数	人	12	11	11	11	11
職員数	人	804	811	793	741	728

### 今後の展望と課題

経済活動が本格的な回復局面を迎える一方で、米国経済をはじめ、中国経済の不確実性、長期化するウクライナ情勢や中東情勢の不安定化等世界各国の経済が大きく揺れ、また、長引く物価高騰、金融政策の転換等により今後も予断を許さない経営環境が続くものと思われま

す。  
このような状況の中で当金庫は、「お客さま、地域、役職員の豊かな未来へ向け確固たる礎を築く」を主題とした新中期経営計画「Next Challenge 2028 次の100年へ向けて～未来を変えよう！新章開幕～」を策定し、その実現に向け取組みを開始しました。100周

年を迎えた今、100年の歴史をもつ信用金庫にふさわしい矜持を保ち、役職員一同、更なる努力を続けてまいります。

会員の皆様におかれましては、何卒倍旧のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 自己資本の充実の状況

自己資本比率は、金融機関の安全性、健全性を示す基本的な指標です。

2025年3月末の単体自己資本比率は13.87%となり、国内基準である4%を大きく上回る高い水準を維持しております。

ご利用いただくお客様にご安心いただける堅実な経営体質となっております。

なお、2025年3月末よりバーゼルⅢ（最終化）を適用開始しております。詳しくは、33頁～45頁をご参照下さい。

$$\text{自己資本比率} = \frac{724\text{億}45\text{百万円 (自己資本額)}}{5,010\text{億}58\text{百万円 (信用リスク・アセット)} + 210\text{億}57\text{百万円 (オペレーショナル・リスク)}} \times 100 = 13.87\%$$

大正14年の創立以来〈健全・堅実経営〉、地域の皆様のご愛顧による〈しばしん〉の厚い自己資本です。

項目		2025年3月末
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	728億91百万円
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	4億46百万円
自己資本の額	(ハ) = (イ) - (ロ)	724億45百万円
リスク・アセット等計	(ニ) = (ホ) + (ヘ)	5,221億16百万円
信用リスク・アセット	(ホ)	5,010億58百万円
オペレーショナル・リスク	(ヘ)	210億57百万円
自己資本比率	(ハ) / (ニ)	13.87%

### 芝信用金庫は株式会社日本格付研究所（JCR）から

## A-（シングルAマイナス）の高い格付を取得しております。

当金庫は昨年に引き続き、日本国内における主要な格付会社の一社である株式会社日本格付研究所（JCR）から、長期発行体格付として【A-】（シングルAマイナス）の高い格付を取得しております。（2024年10月公表）

当金庫の健全経営が客観的にも高く評価されております。

株式会社日本格付研究所（JCR）  
長期発行体格付

**A-**

（シングルAマイナス）  
債務履行の確実性は高い

格付の見通し：【安定的】

株式会社日本格付研究所（JCR）の基準

AAA	債務履行の確実性が最も高い
AA	債務履行の確実性は非常に高い
A	債務履行の確実性は高い
BBB	債務履行の確実性は認められるが、上位等級に比べて、将来債務履行の確実性が低下する可能性がある
BB	債務履行に当面問題はないが、将来まで確実であるとは言えない
B	債務履行の確実性に乏しく、懸念される要素がある

\* 以下、CCC、CC、C、LD、Dまで11段階があります。

当金庫の自己資本比率は

**13.87%**

（2025年3月末現在）

当金庫の自己資本比率は、「13.87%」で、国内基準である4%を大きく上回っております。また、国際基準である8%をも上回る高水準を維持しております。

## 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

当金庫は、厳正な資産査定を実施し、その査定結果に基づき適切な償却・引当を実施しております。

不良債権比率は、2025年3月末で2.39%となり前期末比0.03%ポイント減少、金額では3億49百万円減少しております。

不良債権比率は都内信金と比較しても、低位で推移しております。

2025年3月末の金融再生法開示不良債権額から担保・保証・貸倒引当金を控除した実質不良債権額は12億3百万円となりますが、これに対しましては、特別積立金113億22百万円を保有しておりますので、ご安心いただけます。

### 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	保全率 (b) / (a)		引当率 (d) / (a - c)		
			担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)			
破産更生債権及びこれら に準ずる債権	2024年3月末	2,358	2,358	2,350	8	100.00%	100.00%
	2025年3月末	2,086	2,086	2,083	3	100.00%	100.00%
危 険 債 権	2024年3月末	9,049	8,401	7,841	560	92.83%	46.35%
	2025年3月末	9,053	8,628	8,267	361	95.30%	45.94%
要 管 理 債 権	2024年3月末	2,967	2,038	1,891	147	68.68%	13.66%
	2025年3月末	2,886	2,108	2,036	72	73.05%	8.49%
三 月 以 上 延 滞 債 権	2024年3月末	159	152	144	7	95.59%	46.66%
	2025年3月末	46	47	46	1	102.50%	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	2024年3月末	2,807	1,885	1,746	139	67.15%	13.10%
	2025年3月末	2,839	2,061	1,990	71	72.57%	8.35%
小 計 ( A )	2024年3月末	14,375	12,799	12,083	715	89.03%	31.19%
	2025年3月末	14,026	12,823	12,387	436	91.42%	26.64%
正 常 債 権 ( B )	2024年3月末	577,931					
	2025年3月末	571,123					
総 与 信 残 高 ( A ) + ( B )	2024年3月末	592,306					
	2025年3月末	585,149					

- (注) 1. 信用金庫法施行規則の一部改正（令和2年1月24日閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権「金融再生法開示債権」の区分等に合わせて表示しております。
2. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
3. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
4. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
5. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
6. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

7. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
8. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

# 財務データ

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目		第100期 (令和6年3月31日現在)	第101期 (令和7年3月31日現在)
資 産 の 部	現 金	12,995	12,145
	預 け 金	330,373	306,039
	コ ー ル ロ ー ン	45	62
	有 価 証 券	237,207	250,828
	国 債	41,820	56,572
	社 債	97,252	96,365
	株 式	235	235
	そ の 他 の 証 券	97,899	97,655
	貸 出 金	591,773	584,691
	割 引 手 形	3,142	1,741
	手 形 貸 付	15,545	14,404
	証 書 貸 付	568,388	563,492
	当 座 貸 越	4,697	5,053
	外 国 為 替	249	180
	外 国 他 店 預 け	249	180
	そ の 他 資 産	9,658	9,450
	未 決 済 為 替 貸	653	377
	信 金 中 金 出 資 金	6,938	6,938
	前 払 費 用	76	86
	未 収 収 益	1,212	1,231
	金 融 派 生 商 品	8	3
	そ の 他 の 資 産	769	813
	有 形 固 定 資 産	23,351	25,184
	建 物	2,882	3,986
	土 地	18,725	18,725
	リ ー ス 資 産	551	418
	建 設 仮 勘 定	579	1,193
	そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	612	860
	無 形 固 定 資 産	507	446
	ソ フ ト ウ ェ ア	482	391
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	25	54	
債 務 保 証 見 返	125	102	
貸 倒 引 当 金	△1,738	△1,388	
(うち個別貸倒引当金)	(△568)	(△364)	
繰 延 税 金 資 産	2,610	4,442	
資 産 の 部 合 計	1,207,160	1,192,186	

(単位：百万円)

科 目		第100期 (令和6年3月31日現在)	第101期 (令和7年3月31日現在)
負 債 の 部	預 金 積 金	1,124,129	1,113,034
	当 座 預 金	24,466	24,820
	普 通 預 金	544,944	551,651
	貯 蓄 預 金	3,199	3,057
	通 知 預 金	691	688
	定 期 預 金	527,525	509,328
	定 期 積 金	18,271	15,804
	そ の 他 の 預 金	5,030	7,683
	外 国 為 替	1	—
	未 払 外 国 為 替	1	—
	そ の 他 の 負 債	3,158	2,627
	未 決 済 為 替 借	695	429
	未 払 費 用	333	578
	給 付 補 填 備 金	2	2
	未 払 法 人 税 等	329	212
	前 受 収 益	135	134
	未 払 諸 税	43	88
	未 払 配 当 金	42	38
	払 戻 未 済 金	208	179
	金 融 派 生 商 品	11	2
	リ ー ス 債 務	577	439
	資 産 除 去 債 務	232	217
	仮 受 金	544	302
	そ の 他 の 負 債	1	2
	賞 与 引 当 金	419	439
	役 員 賞 与 引 当 金	—	23
	退 職 給 付 引 当 金	45	64
	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	167	203
	睡 眠 預 金 等 払 戻 引 当 金	0	1
	偶 発 損 失 引 当 金	52	76
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,896	3,896	
債 務 保 証	125	102	
負 債 の 部 合 計	1,131,997	1,120,470	
純 資 産 の 部	出 資 金	13,669	13,490
	普 通 出 資 金	13,669	13,490
	利 益 剰 余 金	57,098	58,782
	利 益 準 備 金	7,971	8,221
	そ の 他 利 益 剰 余 金	49,126	50,560
	特 別 積 立 金	11,322	11,322
	(社会福祉財団基金積立金)	(140)	(140)
	当 期 未 処 分 剰 余 金	37,804	39,238
	処 分 未 済 持 分	△0	△0
	会 員 勘 定 合 計	70,768	72,272
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△5,175	△10,125
	土 地 再 評 価 差 額 金	9,569	9,569
	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	4,394	△555
純 資 産 の 部 合 計	75,163	71,716	
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,207,160	1,192,186	

## 第101期貸借対照表注記事項

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物……34年～60年  
その他…… 5年～15年
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。  
なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがないため零としております。
7. 貸倒引当金は、当金庫の定める資産査定基準及び償却・引当基準に基づき、貸出金等について回収可能性を検討して下記のとおり計上しております。  
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に将来の予測を踏まえた必要な修正を加えて計上しております。  
すべての貸出金等債権は資産査定基準に基づき営業店、融資部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づき上記引当を行っております。  
なお、当金庫の定める資産査定基準及び償却・引当基準については、日本公認会計士協会の実務指針に基づき、当金庫の実情を反映して定めております。  
また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として償却し、帳簿価額から直接減額しております。その金額は1,580百万円であります。

8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、フル勤務コースの特別嘱託職員の退職給付に備えるため、定年退職者再雇用退職金支給規程に基づき当事業年度末における要支給額を計上しております。  
なお、職員の退職給付に備えるため、確定拠出型年金制度を採用しております。  
また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算出することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
  - (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）
 

① 年金資産の額	1,832,300百万円
② 年金財政計算上の数理債務の額	1,853,684百万円
③ 差引額（①－②）	△21,384百万円
  - (2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和6年3月31日現在）0.6111%
  - (3) 補足説明  
上記（1）③差引額の主な要因は、過去勤務債務残高134,623百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であります。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づき期末要支給額を計上しております。
12. 睡眠預金等払戻引当金は、利益計上した睡眠預金等について預金者等からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
15. 収益の計上方法  
役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。  
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

## 16. 重要な会計上の見積り関係

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金 1,388百万円  
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」、「新型コロナウイルス感染症及びロシア・ウクライナ情勢の影響」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。「新型コロナウイルス感染症及びロシア・ウクライナ情勢の影響」は、新型コロナウイルス感染症及びロシア・ウクライナ情勢の長期化が貸出先の信用リスクに影響を及ぼし、貸出先の返済能力が低下すると仮定し、貸倒引当金を計上しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1,502百万円

18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 該当する債務はありません。

19. 子会社等の株式の総額 110百万円

20. 子会社等に対する金銭債権総額 1,370百万円

21. 子会社等に対する金銭債務総額 588百万円

22. 有形固定資産の減価償却累計額 8,008百万円

23. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,180百万円

24. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払いの全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 2,086百万円  
危険債権額 9,053百万円  
三月以上延滞債権額 46百万円  
貸出条件緩和債権額 2,839百万円  
合計額 14,026百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は1,741百万円です。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済取引、歳入代理店及び指定金融機関公金事務取扱契約に基づく担保等として、有価証券60,919百万円、預け金12,000百万円を差入れております。

また、その他資産のうち保証金は5百万円です。

27. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、平成10年3月31日に事業用の土地について地価公示価格を基に合理的に算出した価格により再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

28. 出資1口当たりの純資産額 106円32銭

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、お客様からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は51,979百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが24,761百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において信用保証協会等の保証付としているもの、必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づきお客様の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置を講じております。

30. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券及び投資信託であり、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出

金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に融資審査委員会、常勤理事会、及び理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、国際資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

## ② 市場リスクの管理

### (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画室において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

### (ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、余裕資金運用委員会による適切なリスク管理の下、余裕資金運用規程に従い行われております。

このうち、国際資金部では、市場運用商品の購入を行っており、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

### (iii) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、外国為替業務における為替の変動リスクに対してヘッジを目的に、先物外国為替取引を行い個別の案件ごとに管理しております。

デリバティブ取引に関しては国際資金部が行っております。

### (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理に当たっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定に当たっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象

となる金融商品の時価は、17,391百万円減少するものと把握しております。

市場リスク量の管理・分析等は総合企画室が行っております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

## ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

流動性リスクの管理は国際資金部が行っております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 31. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、現金、コールローン並びに外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金（※1）	306,039	304,679	△1,359
有価証券	250,559	250,377	△182
満期保有目的の債券	5,824	5,642	△182
その他有価証券（※3）	244,734	244,734	—
貸出金（※1）	584,691	—	—
貸倒引当金（※2）	△1,388	—	—
	583,302	589,237	5,934
金融資産計	1,139,902	1,144,294	4,392
預金積金（※1）	1,113,034	1,112,720	△314
金融負債計	1,113,034	1,112,720	△314

（※1）預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※3）その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

## （注1）金融商品の時価等の評価方法（算定方法）

### 金融資産

#### (1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については32. から34. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式（※1）	110
非上場株式（※1）	125
投資事業有限責任組合出資（※2）	34
合計	269

(※1) 子会社株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金（※1）	52,000	142,300	1,000	9,000
有価証券	2,674	67,276	73,600	32,600
満期保有目的の債券	—	—	5,000	1,000
その他有価証券（※1）	2,674	67,276	68,600	31,600
貸出金（※2）	88,074	185,100	113,689	189,005
合計	142,748	394,676	188,289	230,605

(※1) 満期日がないものは含めておりません。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 預金積金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（※）	464,894	54,655	3	1,140
合計	464,894	54,655	3	1,140

(※) 満期日がないものは含めておりません。

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券	5,824	5,642	△182
	国債	5,824	5,642	△182
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
小計	5,824	5,642	△182	
合計		5,824	5,642	△182

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	1,427	1,422	4
	国債	1,427	1,422	4
	社債	—	—	—
	その他	17,167	15,365	1,802
小計	18,594	16,787	1,806	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	145,685	155,630	△9,944
	国債	49,320	54,380	△5,060
	社債	96,365	101,249	△4,883
	その他	80,453	86,380	△5,926
小計	226,139	242,010	△15,870	
合計	244,734	258,798	△14,063	

33. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券及びそのその他有価証券満期保有目的の債券及びそのその他有価証券について当事業年度中に売却したものはありません。

34. 減損処理を行った有価証券

有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）について減損処理を行ったものはありません。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

	(単位：百万円)
繰延税金資産	
有価証券評価差額金	3,937
貸倒引当金	416
未収利息	436
その他	433
繰延税金資産 小計	5,224
評価性引当額	△775
繰延税金資産 合計	4,448
繰延税金負債	
その他	△6
繰延税金負債 合計	△6
繰延税金資産の純額	4,442

36. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	—百万円
顧客との契約から生じた債権	9百万円
契約負債	—百万円

## 財務データ

### 損益計算書1

(単位：百万円)

科 目	第100期 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	第101期 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
<b>経 常 収 益</b>	<b>15,437</b>	<b>14,501</b>
資 金 運 用 収 益	12,782	13,148
貸 出 金 利 息	9,426	9,460
預 け 金 利 息	400	704
コ ー ル ロ ー ン 利 息	1	1
有 価 証 券 利 息 配 当 金	2,818	2,846
そ の 他 の 受 入 利 息	135	135
役 務 取 引 等 収 益	1,189	1,202
受 入 為 替 手 数 料	408	414
そ の 他 の 役 務 収 益	780	787
そ の 他 業 務 収 益	1,251	53
外 国 為 替 売 買 益	29	10
国 債 等 債 券 売 却 益	1,144	—
そ の 他 の 業 務 収 益	77	43
そ の 他 経 常 収 益	214	97
償 却 債 権 取 立 益	208	96
株 式 等 売 却 益	0	0
そ の 他 の 経 常 収 益	5	1
<b>経 常 費 用</b>	<b>12,403</b>	<b>11,886</b>
資 金 調 達 費 用	112	699
預 金 利 息	111	698
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	0	1
役 務 取 引 等 費 用	911	967
支 払 為 替 手 数 料	117	117
そ の 他 の 役 務 費 用	794	849
そ の 他 業 務 費 用	1,114	6
国 債 等 債 券 売 却 損	1,093	—
そ の 他 の 業 務 費 用	21	6
経 費	10,093	10,074
人 件 費	6,084	5,978
物 件 費	3,451	3,491
税 金	557	604
そ の 他 経 常 費 用	171	139
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	93	21
貸 出 金 償 却	0	1
株 式 等 売 却 損	5	0
そ の 他 資 産 償 却	0	0
そ の 他 の 経 常 費 用	71	114
<b>経 常 利 益</b>	<b>3,034</b>	<b>2,614</b>
<b>特 別 利 益</b>	<b>30</b>	<b>—</b>
固 定 資 産 処 分 益	30	—
<b>特 別 損 失</b>	<b>245</b>	<b>11</b>
固 定 資 産 処 分 損	241	11
そ の 他 の 特 別 損 失	3	—

## ■損益計算書2

(単位：百万円)

科 目	第100期 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	第101期 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
税引前当期純利益	2,818	2,602
法人税、住民税及び事業税	720	552
法人税等調整額	△142	93
法人税等合計	578	645
当期純利益	2,240	1,956
繰越金(当期首残高)	35,530	37,281
土地再評価差額金取崩額	33	—
当期末処分剰余金	37,804	39,238

### 第101期損益計算書注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 209,075千円
- 子会社との取引による費用総額 500,632千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 2円87銭
- 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、1,032,755千円であります。

## ■剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	第100期 (令和6年3月31日)	第101期 (令和7年3月31日)
当期末処分剰余金	37,804	39,238
剰余金処分額	523	604
利益準備金	250	200
普通出資に対する配当金	273	404
(配当率)	(年2%)	(年3%) (うち記念配当年1%)
次期繰越金	37,281	38,633

### 会計監査人監査

令和7年6月23日開催の令和7年度通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認をいただいた剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

令和6年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和7年6月24日

芝 信 用 金 庫  
理事長 望 月 芳 雄

## 事業状況（預金）

### ■預金科目別残高

(単位：百万円)

科目	2024年3月末		2025年3月末	
	金額	構成比	金額	構成比
当座預金	24,466	2.1%	24,820	2.2%
普通預金	544,944	48.4%	551,651	49.5%
貯蓄預金	3,199	0.2%	3,057	0.2%
通知預金	691	0.0%	688	0.0%
定期預金	527,525	46.9%	509,328	45.7%
定期積金	18,271	1.6%	15,804	1.4%
その他の預金	5,030	0.4%	7,683	0.6%
合計	1,124,129	100.0%	1,113,034	100.0%

(注) その他の預金は、別段預金・納税準備預金・外貨預金です。

### ■預金者別預金残高

(単位：百万円)

区分	2024年3月末		2025年3月末	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	863,464	76.8%	841,941	75.6%
法人 一般	233,853	20.8%	239,317	21.5%
金融機関	17,666	1.5%	20,829	1.8%
公金	9,144	0.8%	10,946	0.9%
小計	260,665	23.1%	271,092	24.3%
合計	1,124,129	100.0%	1,113,034	100.0%

### ■流動性預金、定期性預金、譲渡性預金の平均残高 (単位：百万円)

区分	2023年度	2024年度
流動性預金平均残高	569,429	580,089
うち円貨	569,248	579,936
うち外貨	181	152
定期性預金平均残高	569,792	544,680
うち円貨	569,786	544,679
うち外貨	5	0
預金合計	1,139,222	1,124,769
うち円貨	1,139,035	1,124,616
うち外貨	187	153

(注) 譲渡性預金につきましては該当ありません。

### ■固定金利定期預金、変動金利定期預金の残高 (単位：百万円)

区分	2024年3月末	2025年3月末
固定金利定期預金残高	527,484	509,283
うち円貨	527,480	509,283
うち外貨	4	—
変動金利定期預金残高	45	44
うち円貨	45	44
うち外貨	—	—
定期預金合計	527,529	509,328
うち円貨	527,525	509,328
うち外貨	4	—

### ■1店舗および職員1人当り預金残高 (単位：百万円)

区分	2024年3月末	2025年3月末
1店舗当り預金残高	22,941	22,714
1人当り預金残高	1,517	1,528

## 事業状況（貸出金）

### 貸出金業種別残高

(単位：百万円)

業 種	2024年3月末			2025年3月末		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	1,182	30,489	5.1%	1,143	28,502	4.8%
農 業、林 業	2	57	0.0%	1	53	0.0%
漁 業	-	-	-	1	3	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建 設 業	1,524	33,970	5.7%	1,530	33,001	5.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	1	15	0.0%
情 報 通 信 業	516	10,146	1.7%	595	10,879	1.8%
運 輸 業・郵 便 業	232	11,576	1.9%	225	11,489	1.9%
卸 売 業・小 売 業	1,980	51,792	8.7%	2,018	51,227	8.7%
金 融 業・保 険 業	58	1,960	0.3%	61	2,036	0.3%
不 動 産 業	3,407	277,354	46.8%	3,451	278,830	47.6%
物 品 賃 貸 業	21	1,567	0.2%	24	1,613	0.2%
学術研究、専門・技術サービス業	698	13,202	2.2%	756	12,398	2.1%
宿 泊 業	21	274	0.0%	21	301	0.0%
飲 食 業	1,279	14,450	2.4%	1,292	13,812	2.3%
生活関連サービス業、娯楽業	661	6,908	1.1%	688	6,700	1.1%
教育、学習支援業	111	2,078	0.3%	115	1,933	0.3%
医 療、福 祉	417	7,976	1.3%	436	7,861	1.3%
その他のサービス	1,625	27,454	4.6%	1,720	26,918	4.6%
地方公共団体	1	141	0.0%	1	38	0.0%
個 人	10,800	100,370	16.9%	10,212	97,072	16.6%
合 計	24,535	591,773	100.0%	24,291	584,691	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### 貸出金科目別残高

(単位：百万円)

科 目	2024年3月末	2025年3月末
割 引 手 形	3,142	1,741
手 形 貸 付	15,545	14,404
証 書 貸 付	568,388	563,492
当 座 貸 越	4,697	5,053
合 計	591,773	584,691

### 貸出金科目別平均残高

(単位：百万円)

科 目	2023年度	2024年度
割引手形平均残高	2,850	2,348
うち円貨	2,850	2,348
うち外貨	-	-
手形貸付平均残高	15,419	13,392
うち円貨	15,419	13,392
うち外貨	-	-
証書貸付平均残高	574,600	564,145
うち円貨	574,600	564,145
うち外貨	-	-
当座貸越平均残高	3,888	4,074
うち円貨	3,888	4,074
うち外貨	-	-
合 計	596,759	583,960
うち円貨	596,759	583,960
うち外貨	-	-

### 貸出金担保別残高

(単位：百万円)

区 分	2024年3月末	2025年3月末
当金庫預金積金	5,256	4,725
有 価 証 券	20	53
動 産	-	-
不 動 産	307,939	305,623
そ の 他	-	-
計	313,215	310,402
信用保証協会・信用保険	151,303	146,891
保 証	120,804	112,655
信 用	6,450	14,741
合 計	591,773	584,691

### 債務保証見返担保別残高

(単位：百万円)

区 分	2024年3月末	2025年3月末
当金庫預金積金	-	-
有 価 証 券	-	-
動 産	-	-
不 動 産	35	36
そ の 他	-	-
計	35	36
信用保証協会・信用保険	30	26
保 証	10	5
信 用	49	34
合 計	125	102

## 事業状況（貸出金）

### 貸出金金利区別残高

(単位：百万円)

区 分	2024年3月末		2025年3月末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
変 動 金 利	328,706	55.5%	333,740	57.0%
固 定 金 利	263,066	44.4%	250,950	42.9%
合 計	591,773	100.0%	584,691	100.0%

### 貸出金用途別残高

(単位：百万円)

区 分	2024年3月末		2025年3月末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	222,246	37.5%	221,621	37.9%
設 備 資 金	369,527	62.4%	363,069	62.0%
合 計	591,773	100.0%	584,691	100.0%

### 消費者ローン、住宅資金残高

(単位：百万円)

区 分	2024年3月末	2025年3月末
消 費 者 ロ ー ン	10,290	10,588
住 宅 資 金	73,666	64,911

(注) 2025年3月末の残高は、バーゼルⅢ(最終化)の適用開始に伴い、集計の定義を変更しております。

### 1店舗および職員1人当たり貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	2024年3月末	2025年3月末
1店舗当たり貸出金残高	12,077	11,932
1人当たり貸出金残高	798	803

### 貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区 分	2024年3月末	2025年3月末
一 般 貸 倒 引 当 金	1,169 (△ 63)	1,023 (△145)
個 別 貸 倒 引 当 金	568 (△ 82)	364 (△203)
合 計	1,738 (△145)	1,388 (△349)

( )内は期中増減

### 貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
貸 出 金 償 却	0	1

### 代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	2024年3月末	2025年3月末
信 金 中 央 金 庫	123	95
日 本 政 策 金 融 公 庫	-	0
住 宅 金 融 支 援 機 構	1,173	994
福 祉 医 療 機 構	26	24
そ の 他	-	-
合 計	1,323	1,114

## 事業状況（有価証券／金銭の信託／公共債）

### 有価証券の区分別期末残高・平均残高

(単位：百万円)

区 分		2023年度		2024年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	売 買 目 的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	5,824	1,584
	その他の目的	41,820	59,601	50,747	54,356
	計	41,820	59,601	56,572	55,940
地 方 債	売 買 目 的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	-	-	-	-
	計	-	-	-	-
短 期 社 債	売 買 目 的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	-	-	-	-
	計	-	-	-	-
政府保証債	売 買 目 的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	942	1,047	929	949
	計	942	1,047	929	949
公 社 公 団 債	売 買 目 的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	-	277	597	423
	計	-	277	597	423
金 融 債	売 買 目 的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	2,227	1,806	2,168	2,299
	計	2,227	1,806	2,168	2,299
事 業 債	売 買 目 的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	94,082	91,848	92,670	97,159
	計	94,082	91,848	92,670	97,159
新株予約権 付 社 債	売 買 目 的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	-	-	-	-
	計	-	-	-	-
株 式	売 買 目 的	-	-	-	-
	子会社・関連会社	110	110	110	110
	その他の目的	125	125	125	125
	計	235	235	235	235
外 国 証 券	売 買 目 的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	80,654	88,112	79,971	85,819
	計	80,654	88,112	79,971	85,819
その他の証券	売 買 目 的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	子会社・関連会社	-	-	-	-
	その他の目的	17,244	15,549	17,683	15,721
計	17,244	15,549	17,683	15,721	
合 計	売 買 目 的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	5,824	1,584
	子会社・関連会社	110	110	110	110
	その他の目的	237,097	258,368	244,894	256,854
	計	237,207	258,478	250,828	258,549

## 事業状況（有価証券／金銭の信託／公共債）

### 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	2024年3月末							合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	
国債	5,523	1,466	—	—	9,967	24,862	—	41,820
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	499	5,394	25,568	53,742	9,632	2,414	—	97,252
株式	—	—	—	—	—	—	235	235
外国証券	600	1,494	5,924	7,028	1,946	1,942	61,716	80,654
その他の証券	16	—	20	—	—	—	17,207	17,244

(単位：百万円)

区 分	2025年3月末							合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	
国債	711	4,200	6,356	—	21,957	23,347	—	56,572
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	969	17,682	30,694	39,062	5,697	2,259	—	96,365
株式	—	—	—	—	—	—	235	235
外国証券	996	991	5,354	8,737	974	1,829	61,087	79,971
その他の証券	15	18	—	—	—	—	17,649	17,683

### 有価証券の種類別の平均残高

- 商品有価証券の種類別の平均残高……該当ありません。
- 有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
国債	59,601	55,940
地方債	—	—
短期社債	—	—
社債	94,979	100,831
株式	235	235
外国証券	88,112	85,819
その他の証券	15,549	15,721
合計	258,478	258,549

### 有価証券の評価損益

- 売買目的有価証券……該当ありません。
- 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	2024年3月末			2025年3月末		
	貸借対照表計上額	時価	差 額	貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	5,824	5,642	△182
債券	—	—	—	5,824	5,642	△182
国債	—	—	—	5,824	5,642	△182
小計	—	—	—	5,824	5,642	△182
合計	—	—	—	5,824	5,642	△182

(注) 1. 時価は期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

- 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式……該当ありません。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	2024年3月末			2025年3月末			
	貸借対照表計上額	取得原価 (償却原価)	差 額	貸借対照表計上額	取得原価 (償却原価)	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債 券	19,480	19,306	174	1,427	1,422	4
	国 債	17,971	17,806	164	1,427	1,422	4
	社 債	1,509	1,500	9	—	—	—
	そ の 他	19,567	17,966	1,600	17,167	15,365	1,802
小 計	39,047	37,272	1,774	18,594	16,787	1,806	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	119,592	123,720	△4,127	145,685	155,630	△9,944
	国 債	23,849	25,571	△1,721	49,320	54,380	△5,060
	社 債	95,743	98,149	△2,406	96,365	101,249	△4,883
	そ の 他	78,295	83,130	△4,834	80,453	86,380	△5,926
小 計	197,888	206,850	△8,962	226,139	242,010	△15,870	
合 計	236,935	244,123	△7,188	244,734	258,798	△14,063	

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等に基づいております。  
 2. 上記の「その他」は外国証券及び投資信託等です。  
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

区 分	2024年3月末	2025年3月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	110	110
非 上 場 株 式	125	125
投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 出 資	37	34
合 計	272	269

■金銭の信託の評価損益

1. 運用目的の金銭の信託……………該当ありません。
2. 満期保有目的の金銭信託……………該当ありません。
3. その他保有目的の金銭信託……………該当ありません。

■公共債

公共債窓販実績 (額面ベース)

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
国 債	684	764
地 方 債	—	—
政 府 保 証 債	—	—

公共債ディーリング実績 (額面ベース) (単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
国 債	452	934
地 方 債	—	—
政 府 保 証 債	—	—

## 損益の状況

### ■資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回

区 分	2023年度			2024年度		
	平均残高 (百万円)	利息 (千円)	利回 (%)	平均残高 (百万円)	利息 (千円)	利回 (%)
資金運用勘定	1,184,591	12,782,629	1.07	1,167,679	13,148,546	1.12
貸出金	596,759	9,426,639	1.57	583,960	9,460,544	1.62
預け金	323,688	400,095	0.12	317,853	704,165	0.22
コールローン等	43	1,883	4.36	43	1,791	4.07
有価証券	258,478	2,818,605	1.09	258,549	2,846,408	1.10
資金調達勘定	1,140,823	112,616	0.00	1,124,773	699,625	0.06
預金積金	1,139,222	112,616	0.00	1,124,769	699,625	0.06
借入金	1,598	-	0.00	-	-	-
コールマネー等	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（2023年度4,536百万円、2024年度4,591百万円）を控除して表示しております。  
 2. 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。なお、いずれの期間においても当該残高及び利息は発生していません。  
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

### ■受取利息と支払利息の増減

(単位：千円)

区 分	2023年度			2024年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 798,734	629,379	△ 169,355	△ 182,492	548,408	365,916
貸出金	15,466	171,109	186,575	△ 202,165	236,069	33,904
預け金	△ 23,939	42,204	18,265	△ 7,212	311,282	304,070
コールローン等	49	1,061	1,110	36	△ 127	△ 91
有価証券	△ 578,461	203,159	△ 375,302	767	27,036	27,803
支払利息	△ 8,778	△ 6,901	△ 15,679	△ 1,584	588,593	587,009
預金積金	△ 3,529	△ 12,150	△ 15,679	△ 1,428	588,437	587,009
借入金	-	-	-	-	-	-
コールマネー等	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。  
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

### ■役務取引の状況

(単位：千円)

区 分	2023年度	2024年度
役務取引等収益	1,189,002	1,202,139
受入為替手数料	408,045	414,956
その他の受入手数料	780,956	787,182
その他の役務取引等収益	-	-
役務取引等費用	911,518	967,332
支払為替手数料	117,136	117,518
その他の支払手数料	-	-
その他の役務取引等費用	794,381	849,814

## ■その他業務利益の内訳

(単位：千円)

区 分	2023年度	2024年度
そ の 他 業 務 収 益	1,251,761	53,051
うち外国為替売買益	29,657	10,003
うち国債等債券売却益	1,144,443	—
うち国債等債券償還益	—	—
そ の 他 業 務 費 用	1,114,483	6,005
うち国債等債券売却損	1,093,072	—
うち国債等債券償還損	—	—
うち国債等債券償却	—	—
そ の 他 業 務 利 益	137,278	47,046

## ■資金運用等収支・業務粗利益

(単位：千円)

区 分	2023年度	2024年度
資 金 運 用 収 益	12,782,629	13,148,546
(増減)	(△169,355)	(365,916)
資 金 調 達 費 用	112,616	699,625
(増減)	(△15,679)	(587,009)
資 金 運 用 収 支	12,670,013	12,448,920
役 務 取 引 等 収 益	1,189,002	1,202,139
役 務 取 引 等 費 用	911,518	967,332
役 務 取 引 等 収 支	277,484	234,806
そ の 他 業 務 収 益	1,251,761	53,051
そ の 他 業 務 費 用	1,114,483	6,005
そ の 他 業 務 収 支	137,278	47,046
業 務 粗 利 益	13,084,776	12,730,773
業 務 粗 利 益 率	1.10%	1.09%

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。なお、いずれの期間においても当該費用は発生しておりません。

2. 業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定計平均残高×100

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

## ■業務純益

(単位：千円)

区 分	2023年度	2024年度
業 務 純 益	3,091,126	2,861,939
業 務 利 益 率	0.27%	0.25%
実 質 業 務 純 益	3,028,026	2,716,094
コ ア 業 務 純 益	2,976,655	2,716,094
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	2,976,655	2,716,094

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 業務利益率=[業務純益÷(預金積金+譲渡性預金+借入金)平均残高]×100

3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

## 損益の状況

### 経費の内訳

(単位：千円)

区 分	2023年度	2024年度
人 件 費	6,084,185	5,978,356
物 件 費	3,451,358	3,491,492
事 務 費	1,240,095	1,223,499
固 定 資 産 費	1,163,622	1,148,538
事 業 費	271,193	265,123
人 事 厚 生 費	46,062	54,220
減 価 償 却 費	564,052	638,853
そ の 他	166,333	161,257
税 金	557,790	604,349
合 計	10,093,334	10,074,199

### 総資産利益率 (Return on Asset)

区 分	2023年度	2024年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.24%	0.21%
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.18%	0.16%

(注) 1. 総資産経常利益 (当期純利益) 率 = 経常利益 (当期純利益) ÷ 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

2. 総資産利益率は、貸出金、有価証券等の総資産の運用からどれだけの利益が生まれたかの割合を示しています。経営の効率化により高められる指標です。

### 預貸率・預証率

区 分	2023年度	2024年度
預貸率 期 末 残 高	52.64%	52.53%
期 中 平 均 残 高	52.38%	51.91%
預証率 期 末 残 高	21.10%	22.53%
期 中 平 均 残 高	22.68%	22.98%

(注) 1. 預貸率は、預金残高に対する貸出金残高の割合です。

2. 預証率は、預金残高に対する有価証券残高の割合です。

### 総資金利鞘

区 分	2023年度	2024年度
総 資 金 利 鞘	0.18%	0.17%
資 金 運 用 利 回	1.07%	1.12%
資 金 調 達 原 価 率	0.89%	0.95%

(注) 1. 総資金利鞘 = 資金運用利回 - 資金調達原価率

2. 資金運用利回 = 資金運用収入 ÷ 資金運用勘定平均残高 × 100

3. 資金調達原価率 = 資金調達支出 ÷ 資金調達勘定平均残高 × 100

## 為替・その他（外国為替・内国為替／その他）

### ■外国為替取扱高

(単位：千ドル)

区 分	2023年度		2024年度		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
貿 易	輸 出	70	641	70	2,501
	輸 入	1,238	51,529	1,272	52,424
	小 計	1,308	52,170	1,342	54,925
貿 易 外	受 取	190	5,548	288	12,035
	支 払	488	5,814	430	3,391
	小 計	678	11,362	718	15,426
合 計	1,986	63,532	2,060	70,351	

### ■内国為替取扱高

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度	
送金振込	仕向為替	617,983	592,105
	被仕向為替	748,814	735,121
代金取立	仕向為替	7	12
	被仕向為替	42	38

### ■外貨建資産残高

(単位：千ドル)

区 分	2024年3月末	2025年3月末
外 貨 建 資 産 残 高	3,756	2,936

### ■オフ・バランス取引の状況

(単位：百万円)

区 分	2023年度		2024年度	
	契約金額・想定元本金額	信用リスクアセット	契約金額・想定元本金額	信用リスクアセット
金 利 ス ワ ッ プ	－	－	－	－
先物外国為替取引	562	1	473	3
オプション取引	－	－	－	－
合 計	562	1	473	3

(注) 先物為替予約につきましては、期末日に引直しを行い、その損益を損益計算書に計上しております。引直しを行っている先物為替予約の契約額は、以下のとおりです。

### 〔引き直し対象先物為替予約の契約額〕（店頭）

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
為 替 予 約	562	473
売 建	289	270
買 建	272	203
合 計	562	473

(注) 業種別監査委員会報告第25号により、先物為替予約は全額を引き直しております。

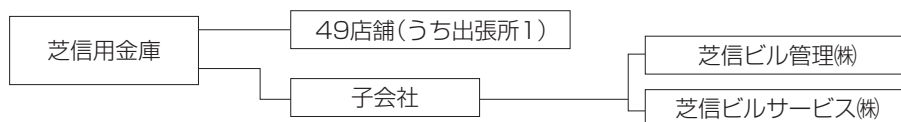
### デリバティブ取引の状況

該当ありません。

# 連結決算による情報

## ■連結組織図

(2025年3月末現在)



## ■子会社の状況

### 芝信ビル管理株式会社

設立 昭和61年6月16日  
所在地 東京都港区西新橋1-14-2  
電話 03 (3501) 3761  
資本金 9,000万円 (100%当金庫出資)

主要な業務は、「新橋SYビル」・「芝信三田ビル」等の賃貸と当金庫の付随事務を受託し、自動車運転・その他事務を行っております。

### 芝信ビルサービス株式会社

設立 平成10年4月1日  
所在地 東京都港区新橋6-23-1  
電話 03 (3431) 7088  
資本金 2,000万円 (100%当金庫出資)

主に芝信用金庫本店ビルの管理を中心として、各支店の清掃、空調、電話等の保守受託業務、駐車場経営を行っております。

(単位：千円)

年度	売上高	経常利益	当期純利益
2023年度	360,032	17,023	11,568
2024年度	347,614	15,598	109

(単位：千円)

年度	売上高	経常利益	当期純利益
2023年度	551,627	25,502	18,681
2024年度	532,710	23,343	16,041

## ■連結業績

当金庫と子会社2社の連結決算の業績は、連結経常利益が26億63百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が19億82百万円となりました。

子会社は、引き続き効率経営に徹した結果、順調な成績となりました。

### 連結決算による主要指標

(単位：百万円)

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
連結純資産額	70,702	71,443	71,865	74,530	71,109
連結総資産額	1,372,019	1,369,129	1,224,070	1,206,043	1,191,146
連結経常収益	14,956	15,027	14,665	15,605	14,701
連結経常利益	2,001	2,436	3,201	3,022	2,663
親会社株主に帰属する当期純利益	1,358	1,623	2,257	2,258	1,982
連結自己資本比率	10.24%	10.51%	11.47%	11.80%	13.77%

## ■信用金庫法開示債権

(単位：百万円)

区分	2023年度	2024年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,358	2,086
危険債権	9,049	9,053
要管理債権	2,967	2,886
三月以上延滞債権	159	46
貸出条件緩和債権	2,807	2,839
小計 (A)	14,375	14,026
正常債権 (B)	576,504	569,753
総与信残高 (A) + (B)	590,879	583,779

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。
8. 連結ベースの保全状況は単体ベース(7頁を参照ください)との差額において重要性が乏しいため、省略しています。

### ■連結貸借対照表（資産の部）

(単位：百万円)

科 目	令和6年3月31日現在	令和7年3月31日現在
現金及び預け金	343,369	318,186
買入手形及びコールローン	45	62
有 価 証 券	237,097	250,718
貸 出 金	590,346	583,321
外 国 為 替	249	180
そ の 他 資 産	9,298	9,091
固 定 資 産	24,636	26,428
繰 延 税 金 資 産	2,610	4,442
債 務 保 証 見 返	125	102
貸 倒 引 当 金	△1,736	△1,387
（うち一般貸倒引当金）	(△1,168)	(△1,022)
（うち個別貸倒引当金）	(△568)	(△364)
合 計	1,206,043	1,191,146

### ■連結貸借対照表（負債及び純資産の部）

(単位：百万円)

科 目	令和6年3月31日現在	令和7年3月31日現在
預 金 積 金	1,123,511	1,112,446
そ の 他 負 債	3,292	2,782
賞 与 引 当 金	419	439
役員賞与引当金	—	23
退職給付に係る負債	45	64
役員退職慰労引当金	167	203
その他の引当金	52	77
再評価に係る繰延税金負債	3,896	3,896
債 務 保 証	125	102
負債合計 (A)	1,131,513	1,120,037
出 資 金	13,624	13,445
利 益 剰 余 金	56,511	58,221
処 分 未 済 持 分	△0	△0
会 員 勘 定 合 計	70,135	71,665
その他有価証券評価差額金	△5,175	△ 10,125
土地再評価差額金	9,569	9,569
評価・換算差額等合計	4,394	△ 555
純資産合計 (B)	74,530	71,109
合 計 (A + B)	1,206,043	1,191,146

## 連結決算による情報

### 第101期連結貸借対照表注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物……34年～60年  
その他…… 5年～15年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。  
なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがないため零としております。
- 貸倒引当金は、当金庫の定める資産査定基準及び償却・引当基準に基づき、貸出金等について回収可能性を検討して下記のとおり計上しております。  
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に将来の予測を踏まえた必要な修正を加えて計上しております。  
すべての貸出金等債権は資産査定基準に基づき営業店、融資部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づき上記引当を行っております。  
なお、当金庫の定める資産査定基準及び償却・引当基準については、日本公認会計士協会の実務指針に基づき、当金庫の実情を反映して定めております。  
また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として償却し、帳簿価額から直接減額しております。その金額は1,580百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、フル勤務コースの特別嘱託職員の退職給付に備えるため、定年退職者再雇用退職金支給規程に基づき当事業年度末における要支給額を計上しております。  
なお、職員の退職給付に備えるため、確定拠出型年金制度を採用しております。  
また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算出することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。  
(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）

① 年金資産の額	1,832,300百万円
② 年金財政計算上の数理債務の額	1,853,684百万円
③ 差引額（①－②）	△21,384百万円

  
(2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和6年3月31日現在）0.6111%  
(3) 補足説明  
上記（1）③差引額の主な要因は、過去勤務債務残高134,623百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であります。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づき期末要支給額を計上しております。
- 睡眠預金等払戻引当金は、利益計上した睡眠預金等について預金者等からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 収益の計上方法  
役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。  
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

## 16. 重要な会計上の見積り関係

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金 1,387百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」、「新型コロナウイルス感染症及びロシア・ウクライナ情勢の影響」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。「新型コロナウイルス感染症及びロシア・ウクライナ情勢の影響」は、新型コロナウイルス感染症及びロシア・ウクライナ情勢の長期化が貸出先の信用リスクに影響を及ぼし、貸出先の返済能力が低下すると仮定し、貸倒引当金を計上しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1,502百万円

18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 該当する債務はありません。

19. 子会社等の株式の総額 110百万円

20. 子会社等に対する金銭債権総額 1,370百万円

21. 子会社等に対する金銭債務総額 588百万円

22. 有形固定資産の減価償却累計額 9,153百万円

23. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,180百万円

24. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払いの全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 2,086百万円

危険債権額 9,053百万円

三月以上延滞債権額 46百万円

貸出条件緩和債権額 2,839百万円

合計額 14,026百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は1,741百万円です。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済取引、歳入代理店及び指定金融機関公金事務取扱契約に基づく担保等として、有価証券60,919百万円、預け金12,000百万円を差入れております。

また、その他資産のうち保証金は5百万円です。

27. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、平成10年3月31日に事業用の土地について地価公示価格を基に合理的に算出した価格により再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

28. 出資1口当たりの純資産額 105円78銭

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、お客様からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は51,979百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが24,761百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において信用保証協会等の保証付としているもの、必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づきお客様の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置を講じております。

30. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券及び投資信託であり、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従

## 連結決算による情報

い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に融資審査委員会、常勤理事会、及び理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、国際資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

### ② 市場リスクの管理

#### (i) 金利リスクの管理

当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画室において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

#### (ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、余裕資金運用委員会による適切なリスク管理の下、余裕資金運用規程に従い行われております。

このうち、国際資金部では、市場運用商品の購入を行っており、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

#### (iii) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、外国為替業務における為替の変動リスクに対してヘッジを目的に、先物外国為替取引を行い個別の案件ごとに管理しております。

デリバティブ取引に関しては国際資金部が行っております。

#### (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。

当金庫グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理に当たっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定に当たっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象

となる金融商品の時価は、17,391百万円減少するものと把握しております。

市場リスク量の管理・分析等は総合企画室が行っております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

流動性リスクの管理は国際資金部が行っております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### 31. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、現金、コールローン並びに外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金（※1）	306,040	304,680	△1,359
有価証券	250,559	250,377	△182
満期保有目的の債券	5,824	5,642	△182
その他有価証券（※3）	244,734	244,734	—
貸出金（※1）	583,321	—	—
貸倒引当金（※2）	△1,387	—	—
	581,933	587,867	5,934
金融資産計	1,138,533	1,144,925	4,391
預金積金（※1）	1,112,446	1,112,132	△314
金融負債計	1,112,446	1,112,132	△314

（※1）預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※3）その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

### （注1）金融商品の時価等の評価方法（算定方法）

#### 金融資産

#### (1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については32. から34. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	125
投資事業有限責任組合出資（※2）	34
合計	159

(※1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金（※1）	52,000	142,300	1,000	9,000
有価証券	2,674	67,276	73,600	32,600
満期保有目的の債券	—	—	5,000	1,000
その他有価証券（※1）	2,674	67,276	68,600	31,600
貸出金（※2）	88,074	185,100	113,689	187,634
合計	142,748	394,676	188,289	229,234

(※1) 満期日がないものは含めておりません。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 預金積金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（※）	464,446	54,655	3	1,140
合計	464,446	54,655	3	1,140

(※) 満期日がないものは含めておりません。

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券	5,824	5,642	△182
	国債	5,824	5,642	△182
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
小計	5,824	5,642	△182	
合計		5,824	5,642	△182

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	1,427	1,422	4
	国債	1,427	1,422	4
	社債	—	—	—
	その他	17,167	15,365	1,802
小計	18,594	16,787	1,806	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	145,685	155,630	△9,944
	国債	49,320	54,380	△5,060
	社債	96,365	101,249	△4,883
	その他	80,453	86,380	△5,926
小計	226,139	242,010	△15,870	
合計		244,734	258,798	△14,063

33. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券及びその他有価証券満期保有目的の債券及びその他有価証券について当事業年度中に売却したものはありません。

34. 減損処理を行った有価証券

有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）について減損処理を行ったものはありません。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

	(単位：百万円)
繰延税金資産	
有価証券評価差額金	3,937
貸倒引当金	416
未収利息	436
その他	433
繰延税金資産 小計	5,224
評価性引当額	△775
繰延税金資産 合計	4,448
繰延税金負債	
その他	△6
繰延税金負債 合計	△6
繰延税金資産の純額	4,442

36. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	—百万円
顧客との契約から生じた債権	9百万円
契約負債	—百万円

## 連結決算による情報

### 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	自 令和5年4月 1日 至 令和6年3月31日	自 令和6年4月 1日 至 令和7年3月31日
<b>経 常 収 益</b>	<b>15,605</b>	<b>14,701</b>
資 金 運 用 収 益	12,732	13,097
貸 出 金 利 息	9,387	9,420
預 け 金 利 息	400	704
買入手形利息及びコールローン利息	1	1
有価証券利息配当金	2,807	2,835
その他の受入利息	135	135
役 務 取 引 等 収 益	1,030	1,043
その 他 業 務 収 益	1,251	53
その 他 経 常 収 益	590	506
償 却 債 権 取 立 益	208	96
その他の経常収益	381	410
<b>経 常 費 用</b>	<b>12,582</b>	<b>12,037</b>
資 金 調 達 費 用	112	699
預 金 利 息	111	698
給付補填備金繰入額	0	1
役 務 取 引 等 費 用	911	967
その 他 業 務 費 用	1,114	6
経 常 費 用	9,761	9,742
その 他 経 常 費 用	683	622
貸 出 金 償 却	0	1
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	93	21
一般貸倒引当金繰入額	△63	△145
個別貸倒引当金繰入額	157	167
その他の経常費用	589	598
<b>経 常 利 益</b>	<b>3,022</b>	<b>2,663</b>
<b>特 別 利 益</b>	<b>30</b>	<b>-</b>
固 定 資 産 処 分 益	30	-
<b>特 別 損 失</b>	<b>204</b>	<b>27</b>
固 定 資 産 処 分 損	185	11
その 他 の 特 別 損 失	18	15
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>	<b>2,848</b>	<b>2,635</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	732	560
法 人 税 等 調 整 額	△142	93
<b>法 人 税 等 合 計</b>	<b>590</b>	<b>653</b>
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>2,258</b>	<b>1,982</b>
親会社株主に帰属する当期純利益	2,258	1,982

#### 第101期連結損益計算書注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 2円91銭
- 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、1,064,076千円であります。

### 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	自 令和5年4月 1日 至 令和6年3月31日	自 令和6年4月 1日 至 令和7年3月31日
<b>利 益 剰 余 金 期 首 残 高</b>	<b>54,450</b>	<b>56,511</b>
<b>利 益 剰 余 金 増 加 高</b>	<b>2,291</b>	<b>1,982</b>
親会社株主に帰属する当期純利益	2,258	1,982
土地再評価差額金取崩額	33	-
<b>利 益 剰 余 金 減 少 高</b>	<b>231</b>	<b>272</b>
配 当 金	231	272
<b>利 益 剰 余 金 期 末 残 高</b>	<b>56,511</b>	<b>58,221</b>

### 連結自己資本比率

令和7年3月末の連結自己資本比率は13.77%となりました。

なお、令和7年3月末よりパーゼルⅢ（最終化）を適用開始しております。

詳しくは、46頁～55頁をご参照ください。

### 事業の種類別セグメント情報

他の事業の全セグメントに占める割合がわずかですので記載しておりません。

# 自己資本の充実の状況（定性的な開示事項）

## 当金庫の自己資本の充実の状況等について

### ～定性的な開示事項～

#### 1. 自己資本調達手段の概要

地域協同組織金融機関である当金庫の自己資本の調達につきましては、地域の会員の皆様からの普通出資金にて調達しております。

#### 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、堅実な経営を基本とする安定した収益確保によって内部留保を積み上げることを第一として自己資本を充実させてまいりました。

その結果として、経営の健全性・安全性を十分に保っているものと評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに策定いたしております事業計画に基づいた業務推進を通じ、継続して安定した利益計上を実現することによる資本積上げ（内部留保）を基本といたします。

#### 3. 信用リスクに関する項目

##### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の倒産や経営悪化・財務状況の悪化などによって当金庫の貸出金等の資産の価値が減少あるいは消失することにより、損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであると認識し、「安全性・流動性・収益性・公共性・発展性」の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価は、特定の業種、特定の取引先に対する信用リスクの集中を回避するとともに、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先を選定し管理するなど、さまざまな角度からのリスクの把握・分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスクを計測するため、与信金額、予想デフォルト率、予想回収率のデータを整備し、高度な計測モデルを用いて信用リスク量を計測し、それに基づく信用リスク管理への対応を進めております。

個別融資案件の審査・与信管理にあたりましては、審査部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、経営陣による各種委員会等を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産自己査定規程」及び「資産査定等に関わる償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。

一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出してしております。

また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先は、優良担保を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出し、更に十分性の検討を加え引当を行っております。

実質破綻先及び破綻先につきましては、優良担保を除いた未保全額の全額について引当ないし償却を行っております。

なお、これらの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

##### (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター
- 株式会社日本格付研究所
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス
- フィッチ・レーティングス

#### 4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより被る損失（信用リスク）を軽減するため、お取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証等による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要となる場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「融資規程」や「担保評価基準細則」等により、適切な取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ「教育資金融資保証基金」・「住宅融資保険」、全国すべての信用金庫と信金中央金庫を会員とする一般社団法人で信用金庫業界における個人向けローン専門の信用保証機関として適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する「しんきん保証基金」などがあります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「信用金庫取引約定書」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特別な業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

#### 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客様の外国為替取引等に係るリスクヘッジにお応えすることを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的な派生商品取引は、通貨関連取引として為替先物予約取引があります。

## 自己資本の充実の状況（定性的な開示事項）

派生商品取引には、市場の変動により損失を被る可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を被る可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により被るリスクと保有する資産・負債が被るリスクが相殺されるような形で管理しております。

また、信用リスクへの対応として、お客様との外国為替取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段行っておりません。

### 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

#### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫における証券化取引としては、投資家としての役割があります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて余裕資金運用委員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。

また、証券化商品への投資は、半期ごとに策定する余裕資金運用方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「余裕資金運用規程」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

#### 〈投資〉

- 1) 売掛債権を裏付とする信託受益権
- 2) 手形債権を裏付とする信託受益権
- 3) リース料債権を裏付とする信託受益権
- 4) 貸付債権を裏付とする信託受益権
- 5) 商業用不動産を裏付とする信託受益権
- 6) 居住用不動産を裏付とする信託受益権
- 7) 債券を裏付とする信託受益権

#### (2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

#### (3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

#### (4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター
- 株式会社日本格付研究所
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス
- フィッチ・レーティングス

### 7. オペレーショナル・リスクに関する項目

#### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切である事または外生的な事象により当金庫が損失を被るリスク」と定義しております。

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システム・リスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等の各リスクを含む、業務活動そのものに付随する幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定め、確実にリスクを認識し、評価に努めております。

リスクの計測に関しましては、当面、標準的手法を採用することとし、体制を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、総合リスク管理委員会等、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による常勤理事会、理事会等において、報告する体制を整備しております。

#### (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

### 8. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を、担当役員に報告するとともに、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的に余裕資金運用委員会や総合リスク管理委員会を通じて経営陣へ報告しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余裕資金運用規程」及び「余裕資金運用事務管理要領」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

## 9. 金利リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに毎月評価・計測を行い、適宜、対応を講じる体制としております。

具体的には、ギャップ分析手法を用い、金利リスクを算定し、余裕資金運用委員会や総合リスク管理委員会で協議、検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

### (2) 金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となるIRRBB1の△EVE及び△NII並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- 1) 流動性預金のうち、過去5年の最低残高の半分を上限とし、5年後までに滞留すると見込まれる金額をコア預金（最長5年、平均期間2.5年）と認識しております。
- 2) 流動性預金への満期の割当て方法及びその前提、固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提  
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- 3) 複数の通貨の集計方法及びその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値のみを合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。
- 4) スプレッドに関する前提  
リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮しておりません。
- 5) 内部モデルの使用など、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
該当事項はありません。
- 6) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
金利リスクは前年度比3,533百万円の減少となりました。  
主な要因は、マルチアセット型投資信託に内包される運用資産構成の調整に伴い、先進国債券を中心にリスク量が減少したことによります。  
引続き金利リスク量を注視するとともに、金利リスク抑制に努めてまいります。

# 自己資本の充実の状況（単体における事業年度の開示事項）

## I. 単体における事業年度の開示事項

### 1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項目	2023年度	2024年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	70,495	71,867
うち、出資金及び資本剰余金の額	13,669	13,490
うち、利益剰余金の額	57,098	58,782
うち、外部流出予定額(△)	273	404
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,169	1,023
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,169	1,023
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
<b>コア資本に係る基礎項目の額 (イ)</b>	<b>71,665</b>	<b>72,891</b>
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	507	446
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	507	446
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
<b>コア資本に係る調整項目の額 (ロ)</b>	<b>507</b>	<b>446</b>
<b>自己資本</b>		
<b>自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)</b>	<b>71,157</b>	<b>72,445</b>
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	573,842	501,058
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	24,771	21,057
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
<b>リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)</b>	<b>598,613</b>	<b>522,116</b>
<b>自己資本比率</b>		
<b>自己資本比率 ((ハ)/(ニ))</b>	<b>11.88%</b>	<b>13.87%</b>

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

## 2. 定量的な開示事項

### (1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
<b>イ. 信用リスク・アセットの合計額</b>	<b>573,842</b>	<b>22,953</b>	<b>501,058</b>	<b>20,042</b>
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	525,247	21,009	453,764	18,150
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	200	8	200	8
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	0	0	110	4
地方三公社向け	176	7	123	4
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	53,368	2,134	46,786	1,871
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			691	27
カバード・ボンド向け			-	-
法人等向け	159,710	6,388	103,716	4,148
中小企業等向け及び個人向け	81,711	3,268		
中堅中小企業等向け及び個人向け			37,298	1,491
トランザクター向け			297	11
抵当権付住宅ローン	28,563	1,142		
不動産取得等事業向け	48,003	1,920		
不動産関連向け			188,642	7,545
自己居住用不動産等向け			21,499	859
賃貸用不動産向け			103,796	4,151
事業用不動産関連向け			57,713	2,308
その他不動産関連向け			5,542	221
ADC向け			91	3
劣後債権及びその他資本性証券等			-	-
三月以上延滞等	2,725	109		
延滞等向け			14,215	568
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			605	24
取立未済手形	-	-	75	3
信用保証協会等による保証付	13,534	541	11,568	462
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	524	20		
出資等のエクスポージャー	524	20		
重要な出資のエクスポージャー	-	-		
株式等			16,135	645

# 自己資本の充実の状況（単体における事業年度の開示事項）

(単位：百万円)

		2023年度		2024年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
	上記以外	136,728	5,469	34,286	1,371
	重要な出資のエクスポージャー	/	/	-	-
	他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
	信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	6,938	277	6,938	277
	特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,493	59	1,261	50
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	/	/
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	/	/	-	-
	上記以外のエクスポージャー	128,296	5,131	26,086	1,043
	②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証 券 化	STC要件適用分	-	-	-	-
	非STC要件適用分	-	-	/	/
	短期STC要件適用分	/	/	-	-
	不良債権証券化適用分	/	/	-	-
	STC・不良債権証券化適用対象外分	/	/	-	-
	再証券化	-	-	-	-
	③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	48,592	1,943	47,284	1,891
	ルック・スルー方式	48,592	1,943	47,284	1,891
	マンドート方式	-	-	-	-
	蓋然性方式（250%）	-	-	-	-
	蓋然性方式（400%）	-	-	-	-
	フォールバック方式（1250%）	-	-	-	-
	④未決済取引	/	/	-	-
	⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
	⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額（簡便法）	2	0	7	0
	⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	1	0
	<b>ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額</b>	<b>24,771</b>	<b>990</b>	<b>21,057</b>	<b>842</b>
	BI	/	/	14,038	/
	BIC	/	/	1,684	/
	<b>ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ+ロ）</b>	<b>598,613</b>	<b>23,944</b>	<b>522,116</b>	<b>20,884</b>

- (注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%  
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。  
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。  
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること  
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと  
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること  
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2023年度計数）。  
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。  
7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2024年度計数）。  
8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）  
イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈業種別及び残存期間別〉

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上 延滞 エクスポ ージャー	延滞エク スポー ジャー
			貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ以 外のオフ・バランス取引		債券（国内債券）		債券（外国債券）		デリバティブ取引			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
製 造 業	74,836	72,738	30,788	28,791	43,446	43,946	602	-	-	-	154	2,610
農 業、林 業	559	555	59	55	500	500	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	42,024	40,969	35,119	34,064	6,905	6,905	-	-	-	-	3	1,155
電気・ガス・熱供給・水道業	1,301	1,316	-	15	1,301	1,301	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	11,913	13,141	10,191	10,918	1,701	2,202	-	-	-	-	73	474
運輸業、郵便業	25,072	24,974	11,678	11,580	13,313	13,313	-	-	-	-	21	220
卸売業、小売業	60,312	59,221	52,403	51,311	7,906	7,906	-	-	2	3	106	2,584
金融業、保険業	285,521	248,999	2,062	2,136	11,615	11,115	10,534	11,536	2	2	-	-
不 動 産 業	312,056	310,810	288,888	287,644	7,709	7,709	-	-	-	-	368	5,032
物 品 賃 貸 業	1,615	1,654	1,615	1,654	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	14,244	13,019	14,244	13,019	-	-	-	-	-	-	64	202
宿 泊 業	276	303	274	301	-	-	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	15,343	14,645	15,343	14,645	-	-	-	-	-	-	117	380
生活関連サービス業、娯楽業	11,425	11,074	7,521	7,170	3,904	3,904	-	-	-	-	1	234
教育、学習支援業	2,152	1,996	2,152	1,996	-	-	-	-	-	-	0	7
医 療、福 祉	9,364	9,226	9,364	9,226	-	-	-	-	-	-	18	91
その他のサービス	28,337	27,724	28,307	27,695	-	-	-	-	-	-	41	740
国・地方公共団体等	123,206	155,159	141	38	44,884	64,241	1,000	1,000	-	-	-	-
個 人	82,544	86,196	82,544	86,196	-	-	-	-	-	-	287	1,218
そ の 他	40,356	44,276	-	621	-	-	-	-	0	1	-	65
<b>業 種 別 合 計</b>	<b>1,142,465</b>	<b>1,138,006</b>	<b>592,701</b>	<b>589,085</b>	<b>143,189</b>	<b>163,047</b>	<b>12,137</b>	<b>12,536</b>	<b>5</b>	<b>7</b>	<b>1,259</b>	<b>15,019</b>
1 年 以 下	218,108	107,095	40,183	41,114	6,018	1,684	602	1,004	5	7	-	-
1 年 超 3 年 以 下	109,726	199,198	29,344	33,944	6,855	22,232	1,505	1,002	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	80,633	91,407	48,741	47,008	25,873	38,580	6,017	5,516	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	123,002	112,576	67,556	69,025	55,446	41,545	-	2,005	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下	88,719	87,078	66,934	57,245	19,780	28,830	2,005	1,002	-	-	-	-
10 年 超	365,482	369,128	334,260	336,948	29,215	30,173	2,006	2,006	-	-	-	-
期間の定めのないもの	156,791	171,521	5,679	3,798	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>残存期間別合計</b>	<b>1,142,465</b>	<b>1,138,006</b>	<b>592,701</b>	<b>589,085</b>	<b>143,189</b>	<b>163,047</b>	<b>12,137</b>	<b>12,536</b>	<b>5</b>	<b>7</b>		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産等が含まれます。

5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

7. 当金庫は、国内の限定された地域にて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一 般 貸 倒 引 当 金	2023年度	1,232	1,169	1,232	1,169
	2024年度	1,169	1,023	1,169	1,023
個 別 貸 倒 引 当 金	2023年度	650	807	889	568
	2024年度	568	736	939	364
合 計	2023年度	1,883	1,977	2,122	1,738
	2024年度	1,738	1,759	2,109	1,388

# 自己資本の充実の状況（単体における事業年度の開示事項）

## 八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		2023年度	2024年度
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
製造業	231	238	241	348	234	437	238	149	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	62	66	117	63	114	69	66	59	—	0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	3	1	2	1	4	1	1	1	0	0
運輸業、郵便業	—	—	—	10	—	—	—	10	—	—
卸売業、小売業	162	112	200	168	249	202	112	78	0	1
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	145	57	57	63	145	71	57	49	0	0
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	10	3	7	10	15	9	3	4	—	0
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	12	80	132	20	63	99	80	1	0	0
生活関連サービス業、娯楽業	11	2	2	20	11	21	2	2	0	—
教育、学習支援業	—	0	0	0	—	0	0	0	—	0
医療、福祉	—	—	39	0	39	—	—	0	0	0
その他のサービス	4	1	1	22	4	22	1	2	0	0
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	5	3	3	4	5	3	3	3	0	—
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
合計	650	568	807	736	889	939	568	364	0	1

(注) 1. 当金庫は、国内の限定された地域にて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現金	12,145	—	12,145	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	152,454	—	152,454	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	97	—	97	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	1,000	—	1,000	—	200	20.00
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,101	—	1,101	—	110	10.00
地方三公社向け	616	—	616	—	123	20.00
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	230,515	202	230,515	2	46,786	20.30
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,303	—	2,303	—	691	30.00
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	173,611	3,298	166,090	249	103,716	62.35
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	55,120	34,365	49,502	1,348	37,298	73.35
トランザクター向け	—	30,706	—	1,150	297	25.81
不動産関連向け	326,050	—	322,756	—	188,642	58.45
自己居住用不動産等向け	61,309	—	60,927	—	21,499	35.29
賃貸用不動産向け	188,187	—	185,947	—	103,796	55.82
事業用不動産関連向け	67,164	—	66,581	—	57,713	86.68
その他不動産関連向け	9,328	—	9,238	—	5,542	60.00
ADC向け	60	—	60	—	91	150.00
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	9,934	77	9,788	8	14,215	145.11
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	623	—	623	—	605	97.15
取立未済手形	377	—	377	—	75	20.00
信用保証協会等による保証付	116,093	13	116,093	1	11,568	9.96
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	16,135	—	16,135	—	16,135	100.00
合計					419,478	

(注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
2024年度																	
現金	12,145	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	162,454	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	97	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	1,101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	616	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	222,695	-	6,814	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	2,303	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	34,743	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61,768	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,150	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,150	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	20,199	4,131	71,878	21	21,371	55	2,497	1,024	29,965	2,389	2,426	22,922	18	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	20,199	4,131	6,891	21	-	55	2,497	-	-	2,389	-	-	18	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	64,986	-	21,371	-	-	1,024	29,965	-	2,426	13,684	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,238	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	111	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	377	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	407	115,686	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	165,105	116,787	-	279,632	4,131	78,693	21	21,371	55	2,497	1,024	31,116	64,272	2,426	22,922	18	-

## 自己資本の充実の状況（単体における事業年度の開示事項）

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															合計	
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他		
	2024年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,145
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	152,454
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	97
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,101
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	616
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,005	-	-	-	-	230,518
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,303
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	700	-	23,694	-	-	45,432	-	-	-	-	-	-	-	-	-	166,340
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	47,350	-	-	-	-	2,348	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50,850
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,150
不動産関連向け	58,849	13,648	-	-	11,447	925	-	32,454	18,187	1,092	-	7,247	-	-	-	-	322,756
自己居住用不動産等向け	24,342	379	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60,927
賃貸用不動産向け	-	13,268	-	-	-	925	-	32,454	-	-	-	5,840	-	-	-	-	185,947
事業用不動産関連向け	34,507	-	-	-	11,447	-	-	-	18,187	1,092	-	1,346	-	-	-	-	66,581
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,238
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60	-	-	-	-	60
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	683	-	-	-	-	9,001	-	-	-	-	9,786
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	623	-	-	-	-	-	-	-	-	-	623
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	377
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	116,094
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,135	-	-	-	16,135
合 計	58,849	61,699	-	23,694	11,447	925	49,088	32,454	18,187	1,092	-	17,254	16,135	-	-	-	1,080,908

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

## へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分	エクスポージャーの額	
	2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	0	143,679
10%	-	135,818
20%	31,238	269,376
35%	-	67,698
50%	80,203	41
75%	-	106,259
100%	700	305,969
150%	-	1,482
200%	-	-
250%	-	-
1,250%	-	-
その他	-	-
合計	112,142	1,030,323

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
	2024年度			
40%未満	679,415	9,947	10.25	679,010
40%~70%	172,879	22,351	10.00	172,173
75%	65,619	2,590	10.23	60,168
80%	-	-	-	-
85%	26,584	452	16.76	23,694
90%~100%	65,976	2,571	10.97	61,076
105%~130%	51,697	-	-	51,415
150%	17,570	44	11.73	17,233
250%	16,135	-	-	16,135
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,095,878	37,957	10.23	1,080,908

- (注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。  
 2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

### (3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		5,266	11,066	200,837	137,261	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

### (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	0	2
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	△0	△0

## 自己資本の充実の状況（単体における事業年度の開示事項）

（単位：百万円）

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
①派生商品取引合計	5	7	5	7
（i）外国為替関連取引	5	7	5	7
（ii）金利関連取引	—	—	—	—
（iii）金関連取引	—	—	—	—
（iv）株式関連取引	—	—	—	—
（v）貴金属（金を除く。）関連取引	—	—	—	—
（vi）その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
（vii）クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	5	7	5	7

担保の種類別の額	2023年度		2024年度	
	—		—	
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
	—	—	—	—
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	2023年度		2024年度	
	—		—	

（注）クロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

### （5）証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）  
該当ありません。

ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）  
該当ありません。

### （6）出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区 分	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	249	249	482	482
非 上 場 株 式 等	7,212	7,212	7,209	7,209
合 計	7,462	7,462	7,691	7,691

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

区 分	2023年度	2024年度
売 却 益	0	0
売 却 損	5	0
償 却	—	—

ハ. 出資等又は株式等エクスポージャーのうち、貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額（単位：百万円）

区 分	2023年度	2024年度
評 価 損 益	—	—

ニ. 出資等又は株式等エクスポージャーのうち、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

区 分	2023年度	2024年度
評 価 損 益	—	—

### （7）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	2023年度	2024年度
ルック・スルー方式	80,901	81,451
マンドート方式	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—
合 計	80,901	81,451

（注）1. 「ルック・スルー方式」とは、ファンドの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセット額を算出し、合算する計算方法です。  
2. 「マンドート方式」とは、ファンドの運用基準（マンドート）に基づき、ファンドの裏付けとなる資産等を信用リスク・アセットの総額が最大となるように保守的に想定し、当該裏付けとなる資産等の信用リスク・アセット額を算出し、合算する計算方法です。  
3. 「蓋然性方式（250%）」とは、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下である蓋然性が高いことを疎明できる場合に、250%のリスク・ウェイトを適用し、信用リスク・アセット額を算出する計算方法です。  
4. 「蓋然性方式（400%）」とは、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトが400%以下である蓋然性が高いことを疎明できる場合に、400%のリスク・ウェイトを適用し、信用リスク・アセット額を算出する計算方法です。  
5. 「フォールバック方式（1250%）」とは、上記のいずれの方法も適用できない場合に、1250%のリスク・ウェイトを適用し、信用リスク・アセット額を算出する計算方法です。

## (8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	17,391	20,924	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	1,088	331
3	スティープ化	15,448	18,373		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	5,283	7,010		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	17,391	20,924	1,088	331
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	72,445		71,157	

(注) 金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

# 自己資本の充実の状況（連結における事業年度の開示事項）

## II. 連結における事業年度の開示事項

### 1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項目	2023年度	2024年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	69,863	71,262
うち、出資金及び資本剰余金の額	13,624	13,445
うち、利益剰余金の額	56,511	58,221
うち、外部流出予定額(△)	272	403
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,168	1,022
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,168	1,022
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格引当金調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
<b>コア資本に係る基礎項目の額 (イ)</b>	<b>71,031</b>	<b>72,285</b>
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	508	446
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	508	446
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
<b>コア資本に係る調整項目の額 (ロ)</b>	<b>508</b>	<b>446</b>
<b>自己資本</b>		
<b>自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)</b>	<b>70,523</b>	<b>71,838</b>
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	573,082	500,780
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	24,394	20,744
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
<b>リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)</b>	<b>597,477</b>	<b>521,524</b>
<b>連結自己資本比率</b>		
<b>連結自己資本比率 ((ハ)/(ニ))</b>	<b>11.80%</b>	<b>13.77%</b>

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出を行っております。

なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

2. 定量的な開示事項

(1) その他金融機関等（注）であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

（注）自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

該当ありません。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
<b>イ. 信用リスク・アセットの額の合計額</b>	<b>573,082</b>	<b>22,923</b>	<b>500,780</b>	<b>20,031</b>
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	524,487	20,979	453,486	18,139
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	200	8	200	8
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	0	0	110	4
地方三公社向け	176	7	123	4
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	53,368	2,134	46,786	1,871
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			691	27
カバード・ボンド向け			-	-
法人等向け	158,283	6,331	103,676	4,147
中小企業等向け及び個人向け	81,711	3,268		
中堅中小企業等向け及び個人向け			37,298	1,491
トランザクター向け			297	11
抵当権付住宅ローン	28,563	1,142		
不動産取得等事業向け	48,003	1,920		
不動産関連向け			187,716	7,508
自己居住用不動産等向け			21,499	859
賃貸用不動産向け			103,796	4,151
事業用不動産関連向け			56,787	2,271
その他不動産関連向け			5,542	221
ADC向け			91	3
劣後債権及びその他資本性証券等			-	-
三月以上延滞等	2,725	109		
延滞等向け			14,215	568
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			605	24
取立未済手形	-	-	75	3
信用保証協会等による保証付	13,534	541	11,568	462
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	414	16		
出資等のエクスポージャー	414	16		
重要な出資のエクスポージャー	-	-		
株式等			16,025	641

# 自己資本の充実の状況（連結における事業年度の開示事項）

(単位：百万円)

		2023年度		2024年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
	上記以外	137,505	5,500	35,083	1,403
	重要な出資のエクスポージャー	/	/	-	-
	他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
	信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	6,938	277	6,938	277
	特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,493	59	1,261	50
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	/	/
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	/	/	-	-
	上記以外のエクスポージャー	129,074	5,162	26,884	1,075
	②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
	証券化				
	STC要件適用分	-	-	-	-
	非STC要件適用分	-	-	/	/
	短期STC要件適用分	/	/	-	-
	不良債権証券化適用分	/	/	-	-
	STC・不良債権証券化適用対象外分	/	/	-	-
	再証券化	-	-	-	-
	③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	48,592	1,943	47,284	1,891
	ルック・スルー方式	48,592	1,943	47,284	1,891
	マンドート方式	-	-	-	-
	蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
	蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
	フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
	④未決済取引	/	/	-	-
	⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
	⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (簡便法)	2	0	7	0
	⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	1	0
	<b>ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額</b>	<b>24,394</b>	<b>975</b>	<b>20,744</b>	<b>829</b>
	BI	/	/	13,829	/
	BIC	/	/	1,659	/
	<b>ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額 (イ+ロ)</b>	<b>597,477</b>	<b>23,899</b>	<b>521,524</b>	<b>20,860</b>

- (注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
  - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
  - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2023年度計数）。
6. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2024年度計数）。
8. 連結総所要自己資本額=連結リスク・アセットの合計額（連結自己資本比率の分母の額）×4%

(3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈業種別及び残存期間別〉

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上 延滞 エクスポ ージャー	延滞エク スポー ジャー
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券（国内債券）		債券（外国債券）		デリバティブ取引			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
製造業	74,836	72,738	30,788	28,791	43,446	43,946	602	-	-	-	154	2,610
農業、林業	559	555	59	55	500	500	-	-	-	-	-	-
漁業	-	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	42,024	40,969	35,119	34,064	6,905	6,905	-	-	-	-	3	1,155
電気、ガス、熱供給、水道業	1,301	1,316	-	15	1,301	1,301	-	-	-	-	-	-
情報通信業	11,913	13,141	10,191	10,918	1,701	2,202	-	-	-	-	73	474
運輸業、郵便業	25,072	24,974	11,678	11,580	13,313	13,313	-	-	-	-	21	220
卸売業、小売業	60,312	59,221	52,403	51,311	7,906	7,906	-	-	2	3	106	2,584
金融業、保険業	285,522	249,000	2,062	2,136	11,615	11,115	10,534	11,536	2	2	-	-
不動産業	310,538	309,350	287,460	286,274	7,709	7,709	-	-	-	-	368	5,032
物品賃貸業	1,615	1,654	1,615	1,654	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	14,244	13,019	14,244	13,019	-	-	-	-	-	-	64	202
宿泊業	276	303	274	301	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	15,343	14,645	15,343	14,645	-	-	-	-	-	-	117	380
生活関連サービス業、娯楽業	11,425	11,074	7,521	7,170	3,904	3,904	-	-	-	-	1	234
教育、学習支援業	2,152	1,996	2,152	1,996	-	-	-	-	-	-	0	7
医療、福祉	9,364	9,226	9,364	9,226	-	-	-	-	-	-	18	91
その他のサービス	28,317	27,704	28,307	27,695	-	-	-	-	-	-	41	740
国・地方公共団体等	123,206	155,159	141	38	44,884	64,241	1,000	1,000	-	-	-	-
個人	82,544	86,196	82,544	86,196	-	-	-	-	-	-	287	1,218
その他	40,773	44,714	-	621	-	-	-	-	0	1	-	65
<b>業種別合計</b>	<b>1,141,347</b>	<b>1,136,965</b>	<b>591,274</b>	<b>587,715</b>	<b>143,189</b>	<b>163,047</b>	<b>12,137</b>	<b>12,536</b>	<b>5</b>	<b>7</b>	<b>1,259</b>	<b>15,019</b>
1年以下	218,109	107,095	40,183	41,114	6,018	1,684	602	1,004	5	7	-	-
1年超3年以下	109,726	199,198	29,344	33,944	6,855	22,232	1,505	1,002	-	-	-	-
3年超5年以下	80,633	91,407	48,741	47,008	25,873	38,580	6,017	5,516	-	-	-	-
5年超7年以下	123,002	112,576	67,556	69,025	55,446	41,545	-	2,005	-	-	-	-
7年超10年以下	88,719	87,078	66,934	57,245	19,780	28,830	2,005	1,002	-	-	-	-
10年超	364,055	367,758	332,833	335,578	29,215	30,173	2,006	2,006	-	-	-	-
期間の定めのないもの	157,099	171,850	5,679	3,798	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>残存期間別合計</b>	<b>1,141,347</b>	<b>1,136,965</b>	<b>591,274</b>	<b>587,715</b>	<b>143,189</b>	<b>163,047</b>	<b>12,137</b>	<b>12,536</b>	<b>5</b>	<b>7</b>	<b>1,259</b>	<b>15,019</b>

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産等が含まれます。

5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

7. 当金庫グループは、国内の限定された地域にて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	2023年度	1,231	1,168	1,231	1,168
	2024年度	1,168	1,022	1,168	1,022
個別貸倒引当金	2023年度	650	807	889	568
	2024年度	568	736	939	364
合計	2023年度	1,882	1,976	2,121	1,736
	2024年度	1,736	1,758	2,108	1,387

# 自己資本の充実の状況（連結における事業年度の開示事項）

## 八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		2023年度	2024年度
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
製造業	231	238	241	348	234	437	238	149	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	62	66	117	63	114	69	66	59	-	0
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	3	1	2	1	4	1	1	1	0	0
運輸業、郵便業	-	-	-	10	-	-	-	10	-	-
卸売業、小売業	162	112	200	168	249	202	112	78	0	1
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	145	57	57	63	145	71	57	49	0	0
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	10	3	7	10	15	9	3	4	-	0
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	12	80	132	20	63	99	80	1	0	0
生活関連サービス業、娯楽業	11	2	2	20	11	21	2	2	0	-
教育、学習支援業	-	0	0	0	-	0	0	0	-	0
医療、福祉	-	-	39	0	39	-	-	0	0	0
その他のサービス	4	1	1	22	4	22	1	2	0	0
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	5	3	3	4	5	3	3	3	0	-
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
合計	650	568	807	736	889	939	568	364	0	1

(注) 1. 当金庫グループは、国内の限定された地域にて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
2024年度						
現金	12,145	-	12,145	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	152,454	-	152,454	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	97	-	97	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	1,000	-	1,000	-	200	20.00
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	1,101	-	1,101	-	110	10.00
地方三公社向け	616	-	616	-	123	20.00
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	230,516	202	230,516	2	46,786	20.30
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,303	-	2,303	-	691	30.00
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	173,564	3,298	166,043	249	103,676	62.35
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	55,120	34,365	49,502	1,348	37,298	73.35
トランザクター向け	-	30,706	-	1,150	297	25.81
不動産関連向け	324,727	-	321,433	-	187,716	58.40
自己居住用不動産等向け	61,309	-	60,927	-	21,499	35.29
賃貸用不動産向け	188,187	-	185,947	-	103,796	55.82
事業用不動産関連向け	65,840	-	65,258	-	56,787	87.02
その他不動産関連向け	9,328	-	9,238	-	5,542	60.00
ADC向け	60	-	60	-	91	150.00
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	9,934	77	9,788	8	14,215	145.11
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	623	-	623	-	605	97.15
取立未済手形	377	-	377	-	75	20.00
信用保証協会等による保証付	116,093	13	116,093	1	11,568	9.96
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付株式等	-	-	-	-	-	-
合計	16,025	-	16,025	-	16,025	100.00

(注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
2024年度																	
現金	12,145	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	162,454	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	97	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	1,101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	616	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	222,696	-	6,814	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	2,303	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	34,743	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61,768	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,150	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,150	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	20,199	4,131	71,878	21	21,371	55	2,497	1,024	29,965	2,389	2,426	22,922	18	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	20,199	4,131	6,891	21	-	55	2,497	-	-	2,389	-	-	18	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	64,986	-	21,371	-	-	1,024	29,965	-	2,426	13,684	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,238	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	111	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	377	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	407	115,686	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	165,105	116,787	-	279,634	4,131	78,693	21	21,371	55	2,497	1,024	31,116	64,272	2,426	22,922	18	-

## 自己資本の充実の状況（連結における事業年度の開示事項）

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															合計
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	
2024年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,145
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	152,454
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	97
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,101
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	616
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,005	-	-	-	230,519
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,303
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	700	-	23,647	-	-	45,432	-	-	-	-	-	-	-	-	166,293
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	47,350	-	-	-	-	2,348	-	-	-	-	-	-	-	-	50,850
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,150
不動産関連向け	57,526	13,648	-	-	11,447	925	-	32,454	18,187	1,092	-	7,247	-	-	-	321,433
自己居住用不動産等向け	24,342	379	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60,927
賃貸用不動産向け	-	13,268	-	-	-	925	-	32,454	-	-	-	5,840	-	-	-	185,947
事業用不動産関連向け	33,183	-	-	-	11,447	-	-	-	18,187	1,092	-	1,346	-	-	-	65,258
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,238
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60	-	-	-	60
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	683	-	-	-	-	9,001	-	-	-	9,786
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	623	-	-	-	-	-	-	-	-	623
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	377
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	116,094
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,025	-	-	16,025
合 計	57,526	61,699	-	23,647	11,447	925	49,088	32,454	18,187	1,092	-	17,254	16,025	-	-	1,079,429

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

## へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分	エクスポージャーの額	
	2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	0	143,679
10%	-	135,818
20%	31,238	269,377
35%	-	67,698
50%	80,203	41
75%	-	106,259
100%	700	304,850
150%	-	1,482
200%	-	-
250%	-	-
1,250%	-	-
その他	-	-
合 計	112,142	1,029,204

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合 計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
	2024年度			
40%未満	679,416	9,947	10.25	679,011
40%~70%	171,556	22,351	10.00	170,850
75%	65,619	2,590	10.23	60,168
80%	-	-	-	-
85%	26,537	452	16.76	23,647
90%~100%	65,976	2,571	10.97	61,076
105%~130%	51,697	-	-	51,415
150%	17,570	44	11.73	17,233
250%	16,025	-	-	16,025
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	1,094,399	37,957	10.23	1,079,429

- (注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。  
 2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

## (4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	5,266	11,066	200,837	137,261	-	-	-	-

(注) 当金庫グループは、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

## (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
	与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	0	2
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	△0	△0

## 自己資本の充実の状況（連結における事業年度の開示事項）

（単位：百万円）

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
①派生商品取引合計	5	7	5	7
（i）外国為替関連取引	5	7	5	7
（ii）金利関連取引	-	-	-	-
（iii）金関連取引	-	-	-	-
（iv）株式関連取引	-	-	-	-
（v）貴金属（金を除く。）関連取引	-	-	-	-
（vi）その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
（vii）クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
②長期決済期間取引	-	-	-	-
合 計	5	7	5	7

担保の種類別の額	2023年度	2024年度
	-	-

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
	-	-	-	-

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	2023年度	2024年度
	-	-

（注）クロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

### （6）証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 当金庫グループがオリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）  
該当ありません。

ロ. 当金庫グループが投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）  
該当ありません。

### （7）出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区 分	2023年度		2024年度	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	249	249	482	482
非 上 場 株 式 等	7,102	7,102	7,099	7,099
合 計	7,352	7,352	7,581	7,581

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

区 分	2023年度	2024年度
売 却 益	0	0
売 却 損	5	0
償 却	-	-

ハ. 出資等又は株式等エクスポージャーのうち、連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

区 分	2023年度	2024年度
評 価 損 益	-	-

ニ. 出資等又は株式等エクスポージャーのうち、連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

区 分	2023年度	2024年度
評 価 損 益	-	-

### （8）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	2023年度	2024年度
ルック・スルー方式	80,901	81,451
マンドート方式	-	-
蓋然性方式（250%）	-	-
蓋然性方式（400%）	-	-
フォールバック方式（1250%）	-	-
合 計	80,901	81,451

（注）1. 「ルック・スルー方式」とは、ファンドの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセット額を算出し、合算する計算方法です。  
2. 「マンドート方式」とは、ファンドの運用基準（マンドート）に基づき、ファンドの裏付けとなる資産等を信用リスク・アセットの総額が最大となるように保守的に想定し、当該裏付けとなる資産等の信用リスク・アセット額を算出し、合算する計算方法です。  
3. 「蓋然性方式（250%）」とは、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下である蓋然性が高いことを疎明できる場合に、250%のリスク・ウェイトを適用し、信用リスク・アセット額を算出する計算方法です。  
4. 「蓋然性方式（400%）」とは、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトが400%以下である蓋然性が高いことを疎明できる場合に、400%のリスク・ウェイトを適用し、信用リスク・アセット額を算出する計算方法です。  
5. 「フォールバック方式（1250%）」とは、上記のいずれの方法も適用できない場合に、1250%のリスク・ウェイトを適用し、信用リスク・アセット額を算出する計算方法です。

## (9) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		△EVE		△NII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	17,392	20,925	0	0				
2	下方パラレルシフト	0	0	1,078	328				
3	スティープ化	15,449	18,373						
4	フラット化	0	0						
5	短期金利上昇	5,282	7,010						
6	短期金利低下	0	0						
7	最大値	17,392	20,925	1,078	328				
		ホ		ヘ					
		当期末		前期末					
8	自己資本の額	71,838		70,523					

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

## 当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店またはコンプライアンス統括室で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえで、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部門等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部門へお申し出ください。

**芝信用金庫 コンプライアンス統括室**  
 住 所: 〒105-0004 東京都港区新橋6-23-1  
 T E L: 03-3432-9234  
 受付時間: 9:00～17:00（信用金庫営業日）  
 受付媒体: 電話、手紙、面談

\*お客さまの個人情報や苦情等の解決を図るため、また、お客さまとの取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記コンプライアンス統括室にご相談ください。

全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電 話 番 号	03-3517-5825
受 付 日 時	9:00～17:00（信用金庫営業日）
受 付 媒 体	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、コンプライアンス統括室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。また、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス統括室」にお尋ねください。

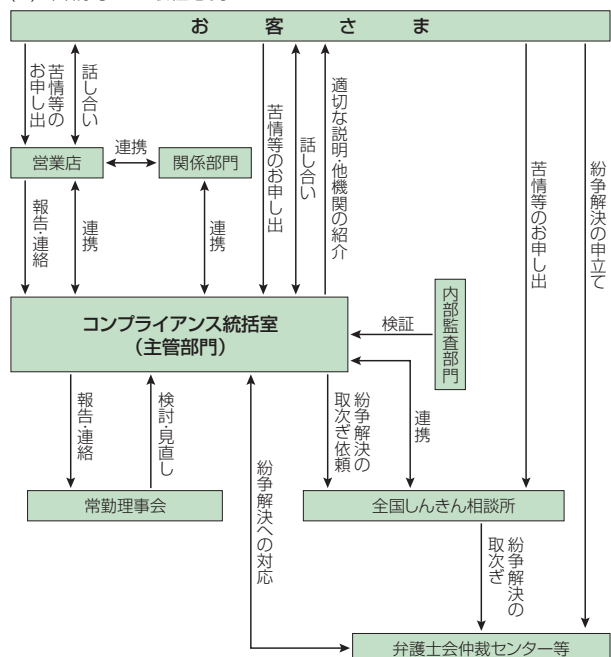
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電 話 番 号	03-3581-0031	03-3595-8588
受 付 日 時	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00

名 称	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電 話 番 号	03-3581-2249
受 付 日 時	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

### 6. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部門に責任者をおくとともに、コンプライアンス統括室がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部門およびコンプライアンス統括室が連携したうえで、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を、お申し出を受けた営業店もしくはコンプライアンス統括室から行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組態勢



# 「地域密着型金融」の取組み状況

## ～中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況～

当金庫は、「地域密着型金融」を恒久的な取組み課題として位置付け、「中期経営計画」の重点課題として、また経営方針の重点施策にもかかわらず、取引先企業への支援及び地域経済への貢献に向けて取組んでおります。

2024年4月から2025年3月までの取組み状況をご報告いたしますのでご覧頂き、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

尚、本資料には金融機関の金融仲介機能を客観的に評価するための指標である「金融仲介機能のベンチマーク」に関する内容も掲載しております。地域金融機関としての金融仲介機能の質をより一層高めていくために、このベンチマークを自己評価に活用してまいります。

### I. 経営理念

私たちは共に歩み続けます ～お客さまの幸せのために・地域の発展のために・職員が輝く未来のために～

### II. 地域密着型金融の恒久的推進課題

1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
2. 新型コロナウイルス感染症の影響等により深刻な影響を受けている先への集中的な支援
3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

### III. 地域密着型金融の取組み状況

#### 1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

項目	取組み方針	取組み状況 2024年4月～2025年3月																							
(1) 経営改善計画書重点策定先支援	○外部専門機関の積極的な活用による顧客事業先のライフステージに応じた最適なソリューションの提案支援	<p>①2024年度は経営改善計画書重点策定先として19先の支援を実施しております。</p> <p>②中小企業活性化協議会等の公的機関、民間コンサルティング会社の経営改善等支援など、専門家の知見を活用し、店舗を通じた支援を実施しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="4">経営改善支援</th> <th colspan="2">外部専門機関</th> <th>支援実績件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">中小企業活性化協議会</td> <td>5件(注)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">信用保証協会</td> <td>276件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">よろず支援拠点</td> <td>96件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 前年度より継続して支援を行っている先を含んでおります。</p> <p>③不動産賃貸事業者への支援として、不動産コンサルティング会社による賃貸経営診断、有効活用等相談の支援を実施しております。</p> <p>(金融仲介機能ベンチマーク関連項目)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">不動産関連支援</th> <th colspan="2">支援内容</th> <th>支援実績件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">不動産賃貸経営診断</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">不動産有効活用等相談</td> <td>17件</td> </tr> </tbody> </table>	経営改善支援	外部専門機関		支援実績件数	中小企業活性化協議会		5件(注)	信用保証協会		276件	よろず支援拠点		96件	不動産関連支援	支援内容		支援実績件数	不動産賃貸経営診断		2件	不動産有効活用等相談		17件
経営改善支援	外部専門機関			支援実績件数																					
	中小企業活性化協議会			5件(注)																					
	信用保証協会			276件																					
	よろず支援拠点		96件																						
不動産関連支援	支援内容		支援実績件数																						
	不動産賃貸経営診断		2件																						
	不動産有効活用等相談		17件																						
(2) 創業・新事業支援	<p>○外部専門家の認定支援機関との連携強化</p> <p>○創業・新事業支援補助金の活用推進</p> <p>○地方公共団体等の「制度融資」の活用</p> <p>○東京都と連携した「女性・若者・シニア創業サポート融資2.0」の取扱い</p> <p>○(株)日本政策金融公庫との協調融資商品の取扱い</p>	<p>①国や自治体が募集する補助金の募集内容に関する情報提供に取組みました。</p> <p>②東京都及び23区、神奈川県、横浜市、川崎市の創業・新事業支援関連「制度融資」の積極的活用を推進しました。また、東京都と連携し創業をサポートする新たな融資制度を2014年7月1日から開始しました。</p> <p>(金融仲介機能ベンチマーク関連項目)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">創業関連融資</th> <th colspan="2">融資種別</th> <th colspan="2">支援実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">地方公共団体等の「制度融資」</td> <td>135件</td> <td>1,062百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">東京都「女性・若者・シニア創業サポート融資2.0」</td> <td>1件</td> <td>1百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③2017年12月20日に(株)日本政策金融公庫との協調融資商品「サポートワン(創業・挑戦・未来)」を創設しました。</p>	創業関連融資	融資種別		支援実績		地方公共団体等の「制度融資」		135件	1,062百万円	東京都「女性・若者・シニア創業サポート融資2.0」		1件	1百万円										
創業関連融資	融資種別			支援実績																					
	地方公共団体等の「制度融資」			135件	1,062百万円																				
	東京都「女性・若者・シニア創業サポート融資2.0」		1件	1百万円																					

## 「地域密着型金融」の取組み状況

項目	取組み方針	取組み状況 2024年4月～2025年3月
(3) 経営改善支援	○地方公共団体等の「制度融資」の活用	①東京都及び23区、神奈川県、横浜市、川崎市の経営改善支援関連「制度融資」の積極的活用を推進しました。 ●取扱い実績 184件 3,553百万円
(4) 事業承継	○外部専門機関の活用による各種相談業務の充実 ○M&Aの活用	①外部専門機関（よろず支援拠点、東京都事業承継促進事業等）による事業承継等相談を実施しました。 ②M&A・資本対策 しんきんキャピタル（株）、東京都事業承継・引継ぎ支援センター等との連携を強化し、M&Aや資本対策の相談に応じました。

### 2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

項目	取組み方針	取組み状況 2024年4月～2025年3月										
(1) 目利き機能の向上をはじめ事業価値を見極める融資＝不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の徹底	○事業からのキャッシュフロー（返済能力）を重視した融資審査の実施 ○目利き力・事業価値の見極め（事業性評価）能力の向上 ○外部研修等への参加 ○金融円滑化への適切な対応 ○経営者保証に関するガイドラインの適切な対応	<p>①健全な事業を営まれているお客様に対し必要な資金を円滑に供給していくために、返済能力を重視し担保・保証に過度に依存しない審査体制の定着化を進めるとともに、さまざまなニーズに積極的かつ柔軟に応じる融資推進体制の定着に努めました。</p> <p>また、事業を営まれているお客様の再チャレンジ支援に資する取組みとしても、個人保証に過度に依存しない融資の推進に努めております。</p> <p>②個人事業者向けローンとして「スタッフ」の取扱いをしております。 （株）クレディセゾンと提携し、個人事業者の資金需要に迅速に対応しております。</p> <p>③法人役員専用ローン「キャリア」の取扱いをしております。 （株）クレディセゾンと提携し、法人役員を対象にしたフリーローンとして迅速に対応しております。</p> <p>④2019年4月より東京都と地域金融機関とが連携して実施する融資制度として「しばしん東京プラスサポート（オリックス（株）保証）」の取扱いを開始しております。 ●取扱い実績（残高）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>融資商品名</th> <th>2025年3月末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スタッフ</td> <td>290百万円</td> </tr> <tr> <td>キャリア</td> <td>1,150百万円</td> </tr> <tr> <td>マイティ・プラス</td> <td>174百万円</td> </tr> <tr> <td>東京プラスサポート</td> <td>4,082百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤「動産・売掛債権担保融資」は、公共工事の受注に伴う工事請負代金債権を譲渡担保とする融資「しばしん債権譲渡担保融資“キャピタルフロー”」の取扱いを2015年7月より開始しております。</p> <p>⑥不動産担保・個人保証に過度に依存せず、事業性評価を通じた事業の将来性や継続性に目を向けた融資判断を行うため、適時研修を実施しております。</p> <p>⑦目利き力並びに企業の実態把握力を強化するため、一般社団法人金融財政事情研究会が主催する「融資問題研究会」のほか、外部研修や各種セミナーにも積極的に参加しております。</p> <p>⑧決算分析及びローンレビューの認識を高め債務者の実態を把握するため、2011年4月より「決算分析表」に『SWOT』分析（事業性評価項目）を採り入れております。</p> <p>⑨金融仲介機能を積極的に発揮するという観点から、お取引先企業の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や貸付条件の変更等を行うこと、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ誠実かつ適切に対応することなど、これまで以上に金融円滑化への適切な対応を図っております。</p>	融資商品名	2025年3月末残高	スタッフ	290百万円	キャリア	1,150百万円	マイティ・プラス	174百万円	東京プラスサポート	4,082百万円
融資商品名	2025年3月末残高											
スタッフ	290百万円											
キャリア	1,150百万円											
マイティ・プラス	174百万円											
東京プラスサポート	4,082百万円											
(2) 中小企業に適した資金供給手法の徹底	○信用保証協会保証付融資等の活用 ○中小企業金融円滑化への対応	<p>①東京都、神奈川県、横浜市、川崎市の信用保証協会の活用による中小企業に適した資金供給を実施しております。 ●取扱い実績 14,386件 126,889百万円</p> <p>②金融円滑化に係る、苦情・相談への対応 ●苦情・相談『専用窓口』の設置 ●フリーダイヤルによる苦情・相談『専用電話』の設置（0120-300331）</p>										

### 3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

項目	取組み方針	取組み状況 2024年4月～2025年3月																								
<p>(1) 地域の面的再生</p>	<p>○地方公共団体との連携 ○地元商店街への協力 ○地域の事業先に対する経営支援</p>	<p>①地元商店街活性化の側面から、商店会のスタンプ、地域商品券、ポイントカード等の利用促進に協力しております。</p> <p>②毎週木曜日に実施している「住宅ローンアフター相談会」に住宅ローンの返済計画の見直しに関する相談業務を加え実施しております。 〈毎週木曜日〉午後5時30分から8時まで開催</p> <p>③東京都立産業技術研究センターと業務提携を締結し、地域の事業先に対する技術支援を提供しております。</p> <p>④大学及び産学連携機関と連携し、地域の事業先に対して技術情報及び技術支援を提供しております。</p> <p>⑤地域の事業所に対して提携機関が実施するビジネスマッチングサイトやビジネスフェアへの参加を促し、販路拡大支援を実施しております。</p> <p>⑥地元事業先の事業内容を広くご紹介させて頂くことを目的に、当金庫ホームページ内に「しばしんビジネスサポートネット」(金融仲介機能ベンチマーク関連項目)を開設し、2025年3月末現在で834社の「商品・製品・サービス」等を紹介させて頂いております。</p> <p>⑦取引先事業者の「売りたい」「買いたい」といった商談情報を「しばしんマッチングサービス“宝箱”」に登録して金庫職員が商談を仲介することで、販路拡大支援を実施しております。 (金融仲介機能ベンチマーク関連項目)</p> <table border="1" data-bbox="715 936 1281 1025"> <thead> <tr> <th>情報内容</th> <th>売りたい</th> <th>買いたい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販路開拓</td> <td>3,510件</td> <td>927件</td> </tr> <tr> <td>不動産売買</td> <td>147件</td> <td>395件</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑧2024年4月より、信金中央金庫が運営するオープン型のビジネスマッチングポータルサイトである「しんきんコネクト」の取扱いを開始し、取引先事業者をサプライヤー、バイヤーとして掲載することで販路拡大支援を実施しております。</p> <table border="1" data-bbox="715 1137 1281 1200"> <thead> <tr> <th>登録内容</th> <th>サプライヤー</th> <th>バイヤー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録件数</td> <td>602件</td> <td>114件</td> </tr> </tbody> </table>	情報内容	売りたい	買いたい	販路開拓	3,510件	927件	不動産売買	147件	395件	登録内容	サプライヤー	バイヤー	登録件数	602件	114件									
情報内容	売りたい	買いたい																								
販路開拓	3,510件	927件																								
不動産売買	147件	395件																								
登録内容	サプライヤー	バイヤー																								
登録件数	602件	114件																								
<p>(2) 地域活性化につながる多様なサービスの提供</p>	<p>○地方公共団体等との連携 ○お客様が求めているニーズを見極め、ニーズに応えられるようなきめ細かい経営の確立に向けて取組む</p>	<p>①地域サービスの向上のため、店舗近隣への住所表示プレートを累計3,844箇所設置しました。</p> <p>②お客様からの苦情・相談内容は、本部担当部門で集約及び改善策について対応しております。</p> <p>③2024年10月に開設した飯田橋オフィスと赤坂オフィス(2021年5月開設)と恵比寿オフィス(2022年9月開設)において、平日では時間が確保できない個人や法人・個人事業者を対象に「融資相談」「資産運用」等のご相談を頂くため、第三土曜日に相談会を開催しております。</p> <p>④地域のお客様に対する知的サービスの一環として、しばしんご相談室を開催しております。 (金融仲介機能ベンチマーク関連項目) ●相談件数合計 52件</p> <table border="1" data-bbox="715 1599 1422 1684"> <thead> <tr> <th>相談内容</th> <th>相続・贈与</th> <th>不動産</th> <th>事業承継 法人経営</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>27件</td> <td>9件</td> <td>8件</td> <td>8件</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤地域のお客様へのサービスの一環として、年金相談会を開催しております。 (金融仲介機能ベンチマーク関連項目)</p> <table border="1" data-bbox="715 1778 1422 1901"> <thead> <tr> <th colspan="2">開催数</th> <th>61回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">相談内容</td> <td>受給手続き</td> <td>81件</td> </tr> <tr> <td>受給予約</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>調査他</td> <td>210件</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑥地域のお客様へのサービスの一環として、各種セミナーを開催しております。 (金融仲介機能ベンチマーク関連項目)</p> <table border="1" data-bbox="715 1995 1067 2058"> <thead> <tr> <th>セミナー種別</th> <th>参加数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業承継</td> <td>37社</td> </tr> </tbody> </table>	相談内容	相続・贈与	不動産	事業承継 法人経営	その他	相談件数	27件	9件	8件	8件	開催数		61回	相談内容	受給手続き	81件	受給予約	9件	調査他	210件	セミナー種別	参加数	事業承継	37社
相談内容	相続・贈与	不動産	事業承継 法人経営	その他																						
相談件数	27件	9件	8件	8件																						
開催数		61回																								
相談内容	受給手続き	81件																								
	受給予約	9件																								
	調査他	210件																								
セミナー種別	参加数																									
事業承継	37社																									

## 「地域密着型金融」の取組み状況

項目	取組み方針	取組み状況 2024年4月～2025年3月			
(3) 地域への適正なコミットメント	○地域とのかかわりを深める ○地方公共団体等との連携強化	①地方公共団体との連携による保証協会各種制度融資の積極的取扱いを推進しました。	<b>取扱実績</b>	14,386件	126,889百万円
			東京都	12,887件	112,779百万円
			神奈川県	328件	3,332百万円
			横浜市	725件	6,176百万円
			川崎市	446件	4,602百万円
		②「港区との連携状況」 本店所在地の港区との連携をより一層強化し、地域産業の進展と中小企業金融への協力を進めております。 ●港区中小企業融資あっせん制度具体化への参画 ●港区中小企業制度融資の積極的取扱い ●港区あらかると相談ブースへの職員派遣			

### 4. 経営改善支援の取組み実績 (2024年4月～2025年3月)

	期首債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先数				経営改善支援 取組率 a/A	ランクアップ 率 b/a	再生計画 策定率 d/a
		aのうち 期中に債務 者区分がラ ンクアップ した先数 b	aのうち 期中に債務 者区分が変 化しなかつ た先数 c	aのうち 再生計画を 策定した 先数 d				
正 常 先 ①	9,244	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	
その他要注意先 ②	3,069	11	0	11	0.4%	0.0%	54.5%	
要 管 理 先 ③	52	4	1	3	7.7%	25.0%	100.0%	
破 綻 懸 念 先 ④	166	4	0	3	2.4%	0.0%	75.0%	
実 質 破 綻 先 ⑤	92	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	
破 綻 先 ⑥	16	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	
小計 (②～⑥の計)	3,395	19	1	17	0.6%	5.3%	68.4%	
合 計	12,639	19	1	17	0.2%	5.3%	68.4%	

(注) 1. 期首債務者数及び債務者区分は2024年度期首のものです。

2. 債務者数及び経営改善支援取組先数には、個人ローン、住宅ローンのみの債務者を含めておりません。

3. b欄には期中にランクアップした先数を記載し、期中に完済した債務者は含めておりません。a欄には含めております。

4. 「再生計画を策定した先数」は、中小企業活性化協議会等と連携した再生計画策定先と金融機関独自の再生計画策定先の合計です。

## 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」、及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

### 2024年度の「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況

	2024年度
新規に無保証で融資した件数	3,659件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	62.47%
保証契約を解除した件数	134件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限定)	0件

経営者保証に関するガイドラインの活用先数、及び、全与信先数に占める割合〔2024年度末時点〕

(金融仲介機能ベンチマーク関連項目)

	全与信先数 ①	ガイドライン 活用先数②	割合 ②/①
経営者保証に関するガイドラインの活用先数、及び、全与信先数に占める割合	13,464先	4,850先	36.0%

### 経営者保証に関する取組方針

芝信用金庫

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- 新規ご融資の際に、下記要件をすべて満たしているお客さまについては、経営者保証を申し受けない取り扱いを総合的に検討させていただきます。
  - 法人(債務者)と経営者個人(保証人)の資産・経理が明確に分離されている。
  - 財務基盤の強化が図られている。
  - 財務状況について適時適切な情報開示等がなされており、経営の透明性が確保されている。
- 上記要件を満たしていないため、止むを得ず経営者保証のご提供をお願いする場合には、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。  
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- 保証人のお客さまが、ガイドラインに則った保証債務の整理を希望された場合は、引き続き、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以上

## 金融円滑化に対する当金庫の取組み状況

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るために当金庫がとった措置の状況並びに概要に関する事項を次のとおり開示いたします。

### 1. 中小企業者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合等における措置の実施状況

#### (別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

(2020年3月10日からの累積実施状況)

(単位：件)

		2025年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権		7,725
うち、実行に係る貸付債権		7,494
うち、謝絶に係る貸付債権		70
うち、審査中の貸付債権		44
うち、取下げに係る貸付債権		117

### 2. 住宅資金借入者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合における措置の実施状況

#### (別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(2020年3月10日からの累積実施状況)

(単位：件)

		2025年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権		228
うち、実行に係る貸付債権		220
うち、謝絶に係る貸付債権		1
うち、審査中の貸付債権		1
うち、取下げに係る貸付債権		6

# 報酬体系について

## 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事（非常勤を含む）及び監事（非常勤を含む）をいいます。

対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

### (1) 報酬体系の概要

#### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各常勤理事の基本報酬額につきましては役位や業務執行、実績を勘案し、毎年見直し決定しております。各理事の賞与額については、前年度の業績等を勘案して決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

#### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

### (2) 2024年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)	
区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	273

(注) 1. 対象役員に該当する理事は13名、監事は4名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」214百万円、「賞与」23百万円、「退職慰労金」35百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。「退職慰労金」は当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等は含めております。

### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はございません。

## 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はおりません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

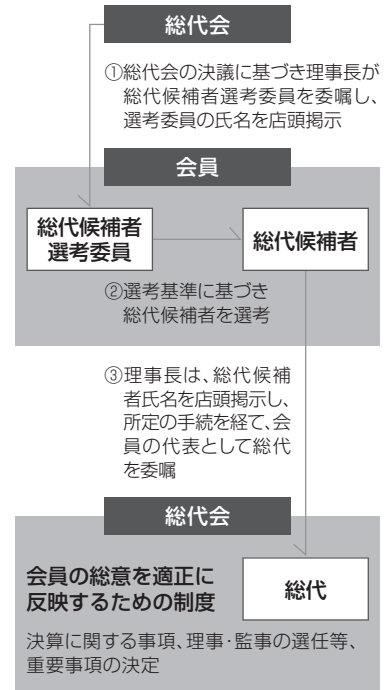
3. 「同等額」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 2024年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりません。

# 総代会等に関する情報開示

## 1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。



## 2. 総代とその選任方法

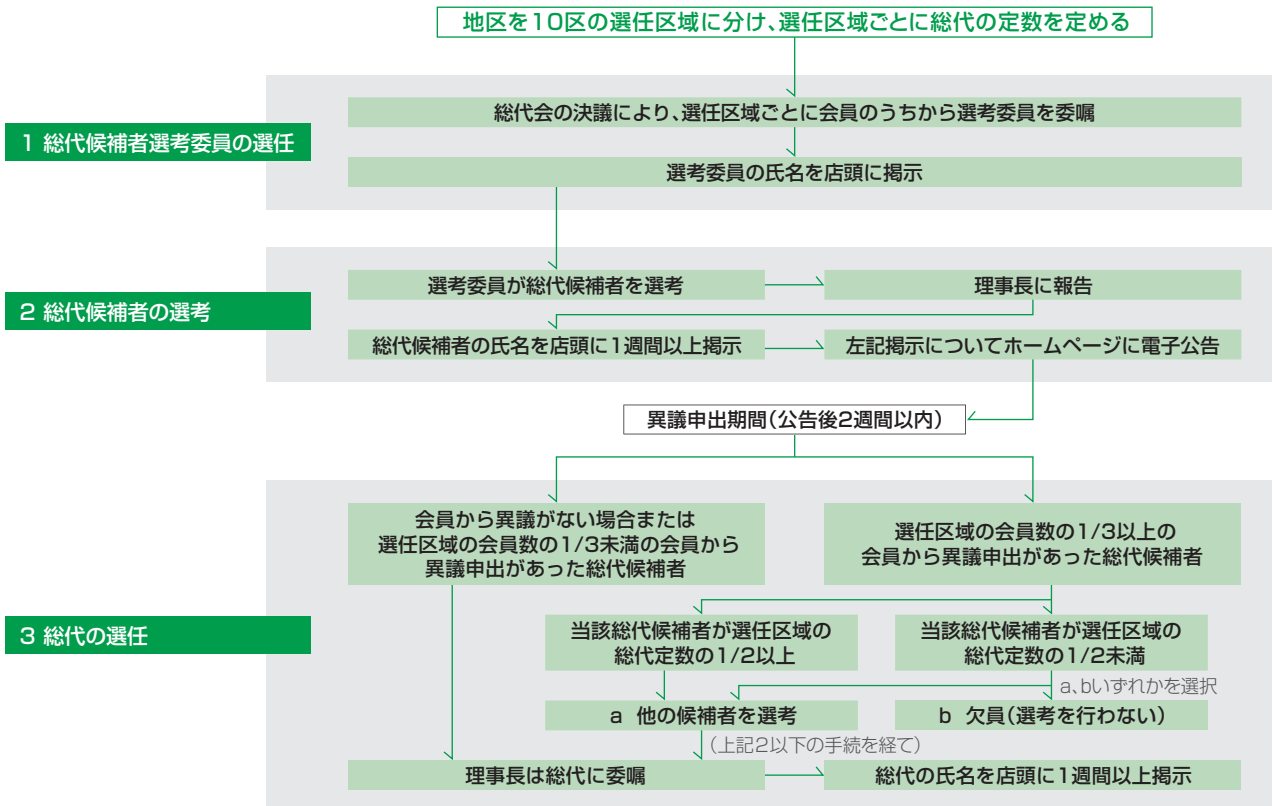
### (1) 総代の任期・定数

総代の任期は3年です。総代の定数は、120人以上200人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。  
 なお、2025年6月30日現在の総代数は、139人です。

### (2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準(注)に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。③その総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

(注)当金庫の総代候補者選考基準 **1. 資格要件** (1)当金庫会員であること。(2)総代就任時において満80歳に達していない方。但し、本項は平成22年以降に新たに選出される総代に適用する。 **2. 適格要件** (1)当金庫の理念、使命をよく理解し、当金庫との緊密な取引関係を有する方。(2)人格、識見に優れ、当金庫の発展に寄与できる方。(3)地域において信望が厚く、総代として相応しい方。



### 3. 令和7年度通常総代会の付議事項

令和7年度通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

#### (1) 報告事項

第101期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）  
業務報告、貸借対照表及び損益計算書報告の件

#### (2) 決議事項

- ①第101期剰余金処分案承認の件
- ②会員除名の件
- ③定款一部変更の件
- ④理事及び監事の報酬額（上限額）改定の件
- ⑤理事任期満了につき選任の件
- ⑥監事任期満了につき選任の件
- ⑦退任理事及び退任監事に対し退職慰労金贈呈の件

### 4. 総代の氏名等（2025年6月末現在）※数字は就任回数

（五十音順・敬称略）

#### 【第1区】東京都 港区

大川 浩 (7) / 尾崎 裕幸 (1) / 河村 守康 (10) / 岸田 東三 (1) / 鈴木 健悟 (3) / 鈴木 宏和 (3) / 須藤 仁 (4)  
関根 義彦 (10) / 長谷 文彦 (1) / 福田 善一郎 (8) / 細川 善三 (1) / 望月 義也 (1) / 山本 雅彦 (1)  
四倉 栄治 (1) / 若林 勇二 (3) / 渡邊 仁久 (7)

#### 【第2区】東京都 品川区

石井 丈雄 (12) / 井上 吏司 (10) / 鍋木 匡 (4) / 岸田 徹 (3) / 草柳 洋一 (9) / 染谷 文太郎 (12)  
田中 常満 (10) / 角田 正典 (1) / 中原 明 (6) / 濱野 敬子 (1) / 林 研治 (6) / 藤井 清一 (10) / 宮久保 忠宏 (9)  
村上交周 (7) / 山本 憲一 (12) / 芳根 孝明 (7)

#### 【第3区】東京都 大田区 北千束1～3、南千束1～3、北馬込1～2、中馬込1～3、西馬込1～2、石川町1～2、上池台1～5、仲池上1～2、東雪谷1～5、南雪谷1～5、雪谷大塚町、北嶺町、東嶺町、西嶺町、久が原1～6、南久が原1～2、千鳥1～3、田園調布1～5、田園調布本町、田園調布南、鶴の木1～3、下丸子1～4、矢口1～3

石川 一郎 (13) / 落合 國男 (16) / 落合 禮子 (3) / 鎌田 眞佐子 (7) / 川瀬 昌男 (6) / 北川 憲史 (3)  
後藤 専 (4) / 酒井 憲一 (5) / 鈴木 茂 (7) / 鈴木 宏政 (2) / 鈴木 陽一 (7) / 田中 定宏 (6) / 長久保 樹一郎 (5)  
長久保 純一 (13) / 長久保 光正 (7) / 中村 孝行 (4) / 中村 勉 (12) / 平川 浩 (7)  
保坂 高広 (1) / 山田 健治 (13) / 渡辺 政弥 (5)

#### 【第4区】東京都 大田区第3区以外の大田区

秋山 隆彦 (10) / 池内 淳海 (9) / 内田 泰史 (5) / 金子 克彦 (1) / 鎌田 邦雄 (7) / 酒井 宏 (6) / 白鳥 義輝 (1)  
瀬田 哲夫 (6) / 醍醐 徹 (4) / 友田 進 (3) / 中島 武 (14) / 西川 洋孝 (3) / 藤澤 光徳 (6) / 渡邊 義衛 (10)

#### 【第5区】東京都 目黒区

栗田口 知行 (1) / 石井 明茂 (1) / 磯 彰 (5) / 市川 廣視 (3) / 河原 義一 (10) / 原 成好 (3) / 松坂 洋 (6)

#### 【第6区】東京都 世田谷区

伊東 祐彦 (7) / 笠原 みよ子 (7) / 河野 茂 (3) / 椎橋 徹治 (1) / 鈴木 利彰 (6) / 相馬 秀樹 (1) / 高取 良雄 (10)  
田中 光和 (6) / 豊田 正治 (7) / 新田 新太郎 (9)

#### 【第7区】東京都 千代田区、中央区、渋谷区、新宿区、中野区

井上 祐二 (1) / 岩田 英俊 (3) / 宇佐見 道夫 (1) / 大野 信広 (2) / 小野瀬 雅久 (1) / 金森 勝久 (3) / 斉藤 金造 (7)  
杉山 正道 (8) / 高木 明郎 (8) / 玉木 章夫 (7) / 中山 直己 (5) / 山縣 大輔 (1) / 横田 史朗 (1)

#### 【第8区】東京都 文京区、台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区、北区、豊島区、板橋区、練馬区、杉並区、武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市、西東京市、小金井市、府中市、稲城市、多摩市、町田市、東久留米市、小平市、東村山市、国分寺市、清瀬市

阿部 清隆 (4) / 飯村 一実 (1) / 井口 明 (3) / 榎本 成男 (2) / 川元 賢一郎 (1) / 小池 聡 (1) / 小林 秀洋 (6)  
白井 忠則 (3) / 田中 和子 (5) / 田中 久和 (10) / 烏海 隆秀 (6) / 原田 隆司 (6) / 平山 晋 (5) / 宮崎 桂一 (2)  
山口 伸二 (3)

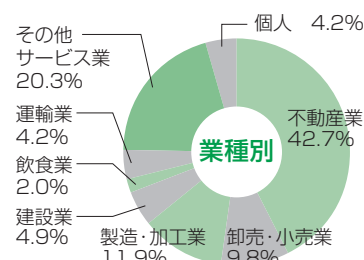
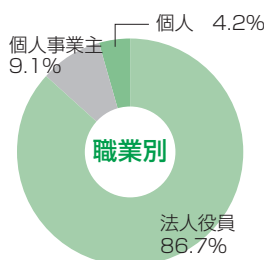
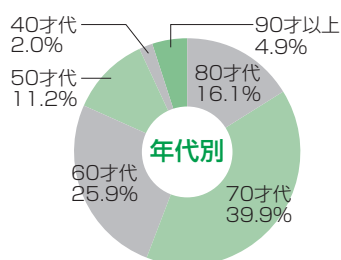
#### 【第9区】神奈川県 川崎市

伊藤 奎助 (17) / 伊藤 朝光 (16) / 井上 早苗 (5) / 北浦 利直 (3) / 黒米 幸彦 (3) / 郷 一彰 (1) / 越水 正明 (12)  
島田 叔昌 (16) / 角川 栄喜 (11) / 出竹 惇文 (13) / 古川 利勝 (5) / 星野 賢治 (1) / 松井 宏一 (7)

#### 【第10区】神奈川県 横浜市、大和市、相模原市（注）相模原市のうち、旧津久井町、旧相模湖町、旧城山町、旧藤野町を除きます。埼玉県 和光市、新座市、朝霞市、戸田市

岩岡 輝之 (1) / 大川 滋 (13) / 小泉 正 (11) / 櫻井 誠健 (5) / 佐藤 一司 (5) / 鈴木 正 (3)  
鈴木 正雄 (8) / 野間 覚 (1) / 半澤 弘次 (7) / 平野 富久 (6) / 峯岸 イヲ子 (20) / 村田 由紀雄 (7)  
横井 隆彦 (2) / 横溝 尚樹 (8)

### 総代の属性別 構成比



# お客さま本位の業務運営を実践するための基本方針 (フィデューシャリー・デューティー宣言)

当金庫は「この街の“ホームドクター”しばしんが豊かな暮らしを応援します。」のキャッチフレーズのもと、地域の皆さまの資産形成及び資産運用において、「お客さま本位の業務運営」を実践するため、以下の基本方針を制定しました。

全職員がこの基本方針を遵守することにより、お客さま本位のクオリティーの高い金融サービスをご提供します。

## 1. お客さまの幅広いニーズにお応えできる商品およびサービスの提供

- (1) お客さまのご意向や目的に応じて適切な商品をご選択いただけるよう、商品・サービスの充実を図ります。
- (2) 取扱い商品は、商品の特性・リスク・手数料の透明性を十分に検討して選定します。

### アクションプラン

社会情勢やお客さまのライフプランを踏まえ、お客さまの多様なニーズに適確にお応えできる商品・サービスをご提供します。取扱い商品の選定にあたっては、投資運用会社や保険会社等から幅広く商品情報を収集し、十分な検討を行います。

## 2. お客さまへの情報提供及びコンサルティングの実施

- (1) お客さまの知識・経験・財産の状況やご意向を確りとお聞きしたうえでお客さまが必要とされている商品・サービスを提供します。
- (2) 商品のご提案にあたっては、お客さまに最適な商品をお選びいただけるよう市場動向・商品の特性・リスク・各種手数料等の情報やその商品をお薦めする理由について、お客さまの理解度に応じてわかり易くお伝えします。
- (3) お客さまの保有資産の状況やライフプラン・ニーズの変化に応じ、また、お客さまの資産形成・運用の目的に応じた適時適切なアフターフォローの充実に努めます。
- (4) お客さまが必要とされている商品・サービスを当金庫で提供できない場合は、当金庫が提携している外部機関への紹介や提携を通じて、お客さまのニーズにお応えします。この場合にはお客さまの利益が不当に害されることがないように、お客さまの利益保護に努め、利益相反の管理を徹底します。

### アクションプラン

お客さまの資産形成や資産運用の目的・目標を共有し、その達成に向けた最善の方法をご提案します。商品をご提案する際には、お客さまがご理解いただけるよう、丁寧でわかり易い説明を行います。

## 3. 利益相反の適切な管理

利益相反のおそれのある取引においては、当金庫の利益を優先することなく、またお客さまの利益が害されることがないように、適切に利益相反の管理を行います。

### アクションプラン

お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、適切に管理します。商品を販売する際は、手数料の多寡等による特定の商品の推奨などは行わず、お客さまの意向・ニーズに合った商品を提案します。

## 4. お客さま本位の営業活動に向けた態勢の整備

- (1) お客さま本位の営業活動を企業文化として定着させるため、本基本方針を実践できる人材を育成します。
- (2) お客さま本位の営業活動を促進するため、適切な業績評価の仕組みを整えます。

### アクションプラン

研修等を通じ、全役職員に本基本方針の理解と実践を促します。販売担当者の資質向上を図るため、市場動向や商品などに関する専門知識の取得やコンサルティング能力、コミュニケーション能力の向上に取組みます。また、販売担当者にはファイナンシャルプランナー等の資格取得を推奨します。本基本方針の実施状況については、成果指標として公表するとともに検証を行い、必要に応じて改善を図って参ります。

# マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融リスク管理方針

令和5年10月

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、マネロン・テロ資金供与）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を以下に定め、管理態勢を整備してまいります。

## 1. 運営方針

経営陣は、マネロン・テロ資金供与対策を重要な経営課題の一つとして位置づけ、組織として適切に対応できる管理態勢を構築する。また、組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクの特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、リスク評価の結果を踏まえた方針・規程・要領等の策定、リスクを適切に管理するために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮する。

## 2. 管理態勢

マネロン・テロ資金供与リスク管理部門はコンプライアンス統括室とし、コンプライアンス統括室が関係する各部門や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組む。また、関連子会社におけるマネロン・テロ資金供与対策を金庫グループ一体で総合的に管理、監督するため、関連子会社の主管部署（総務部）と連携し、コンプライアンス統括室が金庫グループ内での対応、情報共有に取り組む。

## 3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫の取り扱う商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に把握し、マネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価しつつ、自らを取り巻く事業環境・経営戦略、リスク許容度も踏まえ、当該リスクに見合った低減措置を講ずる。

## 4. 顧客管理に関する方針

適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備する。また、顧客から定期的な情報提供、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図る。

## 5. 疑わしい取引の届出

顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することにより、疑わしい取引や顧客等を適切に把握し、当局に対し速やかに疑わしい取引の届出を実施する。

## 6. 資産凍結等経済制裁措置

制裁対象者に対する資産凍結等について、適切な措置を実施する。

## 7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与対策に関する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努める。

## 8. 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、管理部門であるコンプライアンス統括室を含む本部管理部門による営業店等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その結果を踏まえて、さらなる態勢の改善に努める。

## 9. 顧客からの理解促進

顧客からの定期的な情報提供に向けて、当金庫ホームページ、営業店、非対面チャネル等を活用し、顧客からの理解を得るための周知・広報活動に取り組む。

# カスタマーハラスメントに対する基本方針

令和7年4月

当金庫は、地域に根ざした地域金融機関として、お客さまの幸せ、地域の発展そして職員が輝く未来の実現を基本理念に掲げ、多様なニーズにお応えすることを心がけて業務に取り組んでいます。

一方で、信用金庫業界のみならず様々な業界でカスタマーハラスメントが社会問題化しており、業界横断的に、そして自治体においても条例化等の対応が図られています。

このような中、当金庫としましては、カスタマーハラスメントには毅然として対応するとともに、職員が安心して働くことができる環境を整備することが必要であると考え、カスタマーハラスメントへの基本方針を定めました。

今後もお客さまと当金庫で働く職員等が対等な立場において相互に尊重する環境を目指して、より質の高いサービスの提供に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

## 1. カスタマーハラスメントの定義

お客さまからのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、職員の就業環境が害されるものをいいます。

## 2. カスタマーハラスメントに該当する行為

### (1) お客さまによる暴言・暴力など

- ① 暴言や暴力
- ② 威嚇・威迫・脅迫
- ③ 人格を否定する発言
- ④ 個人を侮辱する発言
- ⑤ 差別的な言動・性的な言動
- ⑥ 頻繁な、執拗な言いがかり
- ⑦ 強要
- ⑧ 業務妨害
- ⑨ 正当な理由のない不退去

### (2) 過剰または不合理な要求

- ① サービスとして提供していない内容の要求
- ② 契約範囲外の内容の要求
- ③ 社会通念上受け入れられない要求
- ④ 合理的範囲を超える時間的・場所的拘束
- ⑤ 合理的理由のない謝罪の要求
- ⑥ 当金庫職員に関する解雇等の処罰の要求
- ⑦ 合理的理由のない金銭的補償の要求

### (3) お客さまによるその他ハラスメント行為

- ① プライバシー侵害行為
- ② セクシャルハラスメント行為
- ③ その他各種のハラスメント行為

### (4) お客さまによるその他迷惑行為

- ① SNSやインターネット上での誹謗中傷等
- ② 許可のない職員や施設等の撮影

### 3. カスタマーハラスメントへの対応

- (1) お客さまからのご意見に対しては、誠意をもって対応します。
- (2) カスタマーハラスメントとみられる事案が発生した場合、その事案がハラスメントに該当する内容かどうか慎重に評価します。
- (3) その上で、カスタマーハラスメントに該当すると当金庫が判断した場合には、毅然とした態度で対応させていただきます。
- (4) 悪質なカスタマーハラスメントの場合は、警察または弁護士の外部機関への連絡、対応依頼をとらせていただく場合がございます。

### 4. 職員への対応

- (1) お客さま対応、カスタマーハラスメント対応について、職員向け教育を行います。
- (2) カスタマーハラスメントの発生に際しては、迅速で適切に対処します。
- (3) カスタマーハラスメントの被害にあった職員のケアに努めます。

### 5. お客さまへのお願い

- (1) 私たちは、より良いサービスを提供するため、そして私たち自身がハラスメント行為を起こさないために本方針を遵守いたします。
- (2) お客さまにおかれましては、本方針に対するご理解とご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

# サイバーセキュリティリスク管理方針

令和7年4月

芝信用金庫は、サイバーセキュリティリスクへの対応が重要な経営課題であると認識し、以下の基本方針に基づき、サイバーセキュリティ管理の強化を推進し、その他サイバーセキュリティに関する各種諸法令を遵守するとともに、継続的な態勢整備に努めます。

## 1. サイバーセキュリティ対策の目的や方向性

- (1) 顧客情報を含む重要な情報資産を保護し、安全で信頼できる金融サービスを提供する。
- (2) サイバー攻撃の脅威に対する対策を強化し、金庫提供サービスの継続性を確保する。

## 2. 法令遵守とお客さま等からの要求事項への対応

- (1) サイバーセキュリティに関する各種諸法令を遵守し、監督当局の指針やガイドラインに対応する。
- (2) お客さまやステークホルダーからの期待や要求事項に対応する。

## 3. 理事会等による管理

- (1) 理事会等はサイバーセキュリティ攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、金庫の経営目標にとってのサイバーセキュリティ対策の確保の重要性を認識し、必要な管理体制を整備する。
- (2) サイバーセキュリティ管理態勢について、年1回は検証・議論・レビューを行う。

## 4. 経営陣によるコミットメント

- (1) 経営陣は自らリーダーシップを発揮し、サイバーセキュリティ対策の強化を推進する。
- (2) 必要な経営資源を適切に配分し、継続的な改善に取り組む。

## 5. 管理態勢の整備

- (1) 経営陣はサイバーセキュリティ担当部署及び各関係者の役割と責任及び権限を明確化する。
- (2) 経営陣の責任においてサイバーセキュリティ統括責任者（CISO）を任命し、組織体制を整備する。
- (3) 情報共有機関等を通じた早期警戒のための情報収集・共有・分析体制を整備する。
- (4) サイバー攻撃を想定した危機管理態勢を整備する。

## 6. リスク管理とサイバーセキュリティ対策

- (1) リスク評価を定期的を実施し、その結果に基づき必要な対策を講じる。
- (2) サードパーティリスクに対する調査・検証を実施し対策・管理を行う。

## 7. 人材育成と組織風土の醸成

- (1) サイバーセキュリティに関する教育・訓練を継続的に実施する。
- (2) 職員全員に対し、定期的にサイバーセキュリティに関する徹底を行う。

## 8. 監査と継続的な改善

- (1) 定期的にサイバーセキュリティに関する監査を実施し、管理態勢の有効性を検証する。
- (2) 監査結果や要求に対する環境変化等を踏まえ、継続的に改善を図る。

## 9. 情報開示と連携

- (1) 適切な情報開示を行い、ステークホルダーの信頼を維持する。
- (2) 業界団体、金融ISAC等との連携を強化し、情報共有に努める。

## 利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める利益相反管理規程に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
  - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
    - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
    - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
    - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
  - (2) ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
  - (1) 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
  - (2) 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
  - (3) 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
  - (4) 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。  
また、当金庫は利益相反管理について定められた法令および利益相反管理規程を遵守するため、役員等を対象に教育・研修を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

## 偽造・盗難キャッシュカード等の被害防止対策

### 偽造・盗難等のキャッシュカード等の被害を防止するためのセキュリティ対策を実施

偽造・盗難等のキャッシュカードにより、不正に預金が引出される事件が多発しています。

しばしんでは、偽造・盗難キャッシュカード等による被害を防ぎ、お客様に安心してご利用いただくためにセキュリティ対策を講じております。

#### すでに実施している対策

- ① **しばしんが発行しているカードには、暗証番号の情報が書き込まれていません。**  
現在、しばしんが発行しているカードには暗証番号の情報が書き込まれていません。従って、スキミングされても暗証番号の読取りは不可能です。  
（1987年以前に発行されたカードで、1987年以降一度も使用されていないカードには暗証番号の情報が書き込まれている可能性があります。現在、そのカードはしばしん及び他金融機関では使用できません）
- ② **暗証番号は、しばしんのATMで、いつでも変更できます。**  
暗証番号を、お客様ご自身がしばしんのATMで、いつでも変更できます。生年月日、電話番号など他人に推測されやすい暗証番号を使用されている場合は、すぐに変更の手続きをしてください。また、被害防止の観点から、こまめに暗証番号の変更をされることをおすすめします。
- ③ **一日あたりの引出し限度額を、ATMまたはお客様からの申し出により変更できます。**  
しばしんでは、万一の時、被害を最少限にするために、2008年12月より「ATMによる引出し限度額」を個人のお客様については一日50万円に制限していますが、お客様ご自身がしばしんのATMで、さらに限度額を引き下げることができます。  
（限度額の引き上げは店頭窓口でのお手続きとなります。引き上げる場合の「一日あたりの引出し限度額」は最高200万円までとさせていただきます）
- ④ **一日あたりの引出し回数を、ATMまたはお客様からの申し出により変更できます。**  
「一日あたりの引出し回数」を、ATMまたはお客様からの申し出により変更できます。  
（店頭窓口で変更する場合の「一日あたりの引出し回数」は10回までとさせていただきます）
- ⑤ **ATMからのお振込限度額を、お客様からの申し出により変更できます。**  
「一日あたりのATM振込限度額」を50万円（法人のお客さまは500万円）に制限しておりますが、お客様からの申し出により変更できます。  
（店頭窓口でのお手続きとなります）
- ⑥ **「のぞき見防止」のため、「後方確認ミラー」を設置し、ATM画面に「覗き込み防止フィルム」を貼っています。**  
お客様に安心してご利用いただくために、全ATMに後方確認ミラーを設置し、ATM画面に「覗き込み防止フィルム」を貼っています。
- ⑦ **万が一、カードの偽造・盗難にあわれた場合に備え、24時間、受付をしています。**  
万が一、お客様が、カードの偽造・盗難にあわれた場合に備え、しばしんでは、24時間、受付しています。  
（営業時間以外は、電話によるお手続きとなります）
- ⑧ **年齢70歳以上で過去3年以内にキャッシュカード（ATM）での振込実績がないお客様は、キャッシュカード（ATM）による振込限度額を「0円」としました。**  
※2017年3月より毎月データの見直しを行い実施しています。  
※2022年10月より「75歳以上」から「70歳以上」へ変更しています。
- ⑨ **年齢70歳以上で過去3年以内にキャッシュカード（ATM）での引出し実績がないお客様は、キャッシュカード（ATM）による引出し限度額を「10万円」としました。**  
※2022年10月より毎月データの見直しを行い実施しています。

# 個人情報のお取扱いについて

当金庫は、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等に基づき、下記の「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」を制定し、公表いたします。当金庫は、お客様が安心して当金庫のサービスをご利用いただけるよう、本プライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報のお取扱いに細心の注意を払っております。

## 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

### 1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）または、「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- （1）身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ  
＜例＞顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- （2）国・地方公共団体等により利用者が割り振られる公式な番号  
＜例＞運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

### 2. 個人情報等の取得・利用について

#### （1）個人情報等の取得

●当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

- お客さまの個人情報は、
  - ①預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類に記載されている事項
  - ②営業店窓口係や営業課員等が口頭でお客さまから取得した事項
  - ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」、等の入力事項
  - ④電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
  - ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

#### （2）個人情報等の利用目的

●当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

●お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

#### A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的

##### （業務内容）

- ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
- ②公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことのできる業務及びこれらに付随する業務
- ③その他信用金庫が営むことのできる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

##### （利用目的）

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づく本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

##### （法令等による利用目的の限定）

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、非金、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

#### B. 特定個人情報等個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
  - ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
  - ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
  - ④国外送金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
  - ⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
  - ⑥教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
  - ⑦預金口座付番に関する事務のため
  - ⑧住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務のため
  - ⑨公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務のため
  - ⑩災害時および相続時における預金口座の情報提供に関する事務のため
  - ⑪本人特定事項および個人番号の正確性の確保に関する事務のため
- 上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

### （3）ダイレクト・マーケティングの中止

●当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。

### 3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

### 4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- お客さま本人から、当金庫が保有している個人情報について開示のご請求（第三者提供記録の開示も含みます。）があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除または利用停止、除去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等または利用停止等を行います。
- 調査の結果、訂正等を行わない場合には、遅滞なく必要な調査を行なったうえで利用停止または除去を行います。なお、調査の結果、訂正等または除去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客さまからの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

### 5. 個人情報等の安全管理について

- 当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。
- 当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定められており、主な内容は以下のとおりです。
  - （1）個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記B. の相談窓口にて、個人データの取扱いに関する質問・相談及び苦情を受け付けています。
  - （2）取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者、取扱者及びその任務等について定めています。
  - （3）個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれをおそれる場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
  - （4）個人データの取り扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
  - （5）個人データを取り扱う区域において、職員の入室管理及び持ち込み機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止するための措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
  - （6）アクセス制御を実施して、取扱者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

### 6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- 定期預金の期日案内の作成・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関する事務

### 7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、法令等に定める場合を除き、お客さまからの同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示しし、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供します。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申出ください。（ただし当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます。）

### 8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に対応いたします。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫相談窓口までご連絡下さい。

〔個人情報に関する相談窓口〕

芝信用金庫 コンプライアンス統括室

住 所：〒105-0004 東京都港区新橋6-23-1

電話番号：03-3432-3251 ホームページ：<https://www.shibashin.jp>（お問い合わせコーナー）



# 信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧

信用金庫法施行規則に基づく各開示項目は、以下のページに掲載しております。

## 単体(信用金庫法施行規則第132条等)

1. 金庫の概要および組織に関する事項	
(1) 事業の組織	73
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	73
(3) 会計監査人の氏名又は名称	15
(4) 事務所の名称及び所在地	76
(5) 代理業者に関する事項	該当ありません
2. 金庫の主要な事業の内容	4
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	5
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
① 経常収益	5
② 経常利益又は経常損失	5
③ 当期純利益又は当期純損失	5
④ 出資総額及び出資総口数	5
⑤ 純資産額	5
⑥ 総資産額	5
⑦ 預金積金残高	5
⑧ 貸出金残高	5
⑨ 有価証券残高	5
⑩ 単体自己資本比率	5
⑪ 出資に対する配当金	5
⑫ 職員数	5
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
① 主要な業務の状況を示す指標	
(i) 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	23
(ii) 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	22、23
(iii) 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回及び資金利ざや	22、24
(iv) 受取利息及び支払利息の増減	22
(v) 総資産経常利益率	24
(vi) 総資産当期純利益率	24
② 預金に関する指標	
(i) 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	16
(ii) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	16
③ 貸出金等に関する指標	
(i) 手形貸付、証券貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	17
(ii) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	18
(iii) 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	17
(iv) 用途別の貸出金残高	18
(v) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	17
(vi) 預貸率の期末値及び期中平均値	24
④ 有価証券に関する指標	
(i) 商品有価証券の種類別の平均残高	該当ありません
(ii) 有価証券の種類別の残存期間別の残高	20
(iii) 有価証券の種類別の平均残高	20
(iv) 預証率の期末値及び期中平均値	24
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	4
(2) 法令等遵守の体制	3
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況	57
(4) 苦情処理措置・紛争解決措置	56

5. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	8、9、10、11、12、13、14、15
(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額	
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7
② 危険債権	7
③ 三月以上延滞債権(貸出金のみ)	7
④ 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	7
⑤ 正常債権	7
(3) 自己資本の充実の状況	6、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	19、20、21
② 金銭の信託	該当ありません
③ 第102条第1項第5号に掲げる取引	25
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	18
(6) 貸出金償却の額	18
(7) 会計監査人の監査を受けている旨	15
6. 役職員の報酬体系	63

## 連結(信用金庫法施行規則第133条等)

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項	
(1) 主要な事業の内容及び組織の構成	26
(2) 子会社等に関する事項	
① 名称	26
② 主たる営業所又は事務所の所在地	26
③ 資本金又は出資金	26
④ 事業の内容	26
⑤ 設立年月日	26
⑥ 金庫が保有する子会社等の議決権の割合	26
2. 主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	26
(2) 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標	
① 経常収益	26
② 経常利益又は経常損失	26
③ 当期純利益又は当期純損失	26
④ 純資産額	26
⑤ 総資産額	26
⑥ 連結自己資本比率	26
3. 直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項	
(1) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	27、28、29、30、31、32
(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額	
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	26
② 危険債権	26
③ 三月以上延滞債権(貸出金のみ)	26
④ 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	26
⑤ 正常債権	26
(3) 自己資本の充実の状況	46、47、48、49、50、51、52、53、54、55
(4) 事業の種類別セグメント情報	32
4. 役職員の報酬体系	63



# しばしん店舗一覧 (2025年7月現在)

地区	店番号	店舗名	郵便番号	所在地	電話番号	開設年月日
		本 部	105-0004	港区新橋6-23-1	03-3432-3251	
港 区	001	本 店 営 業 部	105-0004	港区新橋6-23-1	03-3432-3261	大正14年 6月 1日
	002	新 橋 支 店	105-0003	港区西新橋1-14-2	03-3502-3451	昭和28年11月16日
	004	三 田 支 店	105-0014	港区芝3-43-15	03-3453-1231	昭和26年 5月 8日
	005	高 輪 支 店	108-0074	港区高輪2-3-20	03-3441-8201	昭和27年12月 1日
	026	白 金 支 店	108-0072	港区白金5-7-14	03-3447-2441	昭和59年12月 3日
	100	○赤坂オフィス	107-0052	港区赤坂6-14-15 1階	03-6277-7130	令和 3年 5月31日
千代田区	006	神 田 支 店	101-0041	千代田区神田須田町1-26	03-3251-7641	昭和25年 4月 1日
	100	○飯田橋オフィス	102-0072	千代田区飯田橋4-9-5 3階	03-6272-8722	令和 6年10月11日
中 央 区	007	日 本 橋 支 店	103-0012	中央区日本橋堀留町1-2-13	03-5652-1141	昭和28年 6月15日
	007	○銀座オフィス	104-0042	中央区入船3-10-9 1階	03-6280-3086	令和 5年 4月28日
品 川 区	008	荏 原 町 支 店	142-0053	品川区中延6-6-4	03-3784-1311	昭和29年 9月20日
	010	不 動 前 支 店	141-0031	品川区西五反田4-4-9	03-3493-1611	昭和34年 4月13日
	013	大 井 支 店	142-0043	品川区二葉1-10-11	03-3783-3111	昭和35年11月 1日
	053	大 森 駅 前 支 店	140-0013	品川区南大井6-24-9	03-3762-8111	昭和28年 5月14日
目 黒 区	056	小 山 支 店 <small>(建替移転中)</small>	152-0011	目黒区原町1-14-17	03-3711-7611	昭和37年12月 6日
	009	西 小 山 支 店	152-0011	目黒区原町1-14-17	03-3711-7611	昭和30年12月15日
	055	碑 文 谷 支 店	152-0004	目黒区鷹番3-3-15	03-3714-6611	昭和28年12月15日
世 田 谷 区	012	桜 新 町 支 店	154-0015	世田谷区桜新町2-1-5	03-3429-2331	昭和35年 7月 1日
	021	尾 山 台 支 店	158-0082	世田谷区等々力2-18-13	03-3704-5121	昭和50年 3月18日
	022	代 沢 支 店	155-0032	世田谷区代沢4-41-6	03-3412-6581	昭和50年12月12日
	067	深 沢 支 店	158-0081	世田谷区深沢1-12-12	03-3702-6111	昭和57年 3月11日
波 谷 区	100	○恵比寿オフィス	150-0012	渋谷区広尾1-3-18 10階B	03-5422-7632	令和 4年 9月 5日
大 田 区	014	梅 屋 敷 支 店	144-0052	大田区蒲田2-5-1	03-3734-6171	昭和37年12月 5日
	015	大 森 支 店	143-0023	大田区山王3-14-18	03-3771-3161	昭和40年 3月24日
	018	雑 色 支 店	144-0055	大田区仲六郷2-31-8	03-3732-5751	昭和45年 4月 8日
	028	●新蒲田支店※	144-0056	大田区西六郷1-20-5	03-3733-8711	昭和62年 1月26日
	050	雪 が 谷 支 店	145-0067	大田区雪谷大塚町8-3	03-3720-5111	大正 8年10月15日
	051	長 原 支 店	145-0064	大田区上池台1-15-6	03-3726-6151	昭和23年11月 1日
	052	千 鳥 町 支 店	146-0083	大田区千鳥1-20-3	03-3750-4111	昭和25年12月12日
	057	●田園調布支店※	145-0072	大田区田園調布本町46-19	03-3721-7201	昭和34年11月 2日
	058	●蒲 田 支 店※	144-0035	大田区南蒲田1-1-18	03-3732-0111	昭和39年10月 8日
	063	●仲 池 上 支 店※	146-0081	大田区仲池上2-18-1	03-3755-6611	昭和54年 3月26日
	070	●矢 口 支 店※	146-0093	大田区矢口2-18-3	03-3758-6111	昭和59年 6月18日
	071	●御 岳 山 支 店※	145-0073	大田区北瀬町37-13	03-3726-5611	昭和61年 6月 9日
	072	●蓮 沼 支 店※	146-0094	大田区東矢口3-9-1	03-3730-7111	平成 1年 8月21日
	073	●鶯 の 木 支 店※	146-0091	大田区鶯の木2-2-8	03-3758-8800	平成 1年11月 6日
中 野 区	016	沼 袋 支 店	165-0025	中野区沼袋4-31-9	03-3389-2411	昭和41年 5月23日
杉 並 区	017	上 井 草 支 店	167-0023	杉並区上井草3-31-20	03-3396-6311	昭和43年10月24日
練 馬 区	029	田 柄 支 店※	179-0073	練馬区田柄3-13-15	03-3825-1311	平成 1年 3月13日
調 布 市	019	仙 川 支 店	182-0002	調布市仙川町2-21-10	03-3308-8171	昭和45年12月 7日
町 田 市	066	鶴 川 出 張 所※	195-0053	町田市能ヶ谷2-12-1	042-734-3001	昭和56年 6月17日
横 浜 市	060	藤 が 丘 支 店	227-0043	横浜市青葉区藤が丘2-7-1	045-973-1431	昭和45年 8月24日
	061	菊 名 支 店	222-0011	横浜市港北区菊名6-13-58	045-433-1151	昭和47年 5月12日
	062	鴨 居 支 店	226-0003	横浜市緑区鴨居1-9-9	045-933-3911	昭和49年 5月23日
	065	尻 手 駅 前 支 店	230-0001	横浜市鶴見区矢向2-17-3	045-575-1141	昭和56年 2月18日
	023	幸 支 店	230-0001	横浜市鶴見区矢向2-17-3	045-575-1141	昭和52年 5月19日
	024	川 崎 大 師 支 店	230-0001	横浜市鶴見区矢向2-17-3	045-575-1141	昭和52年11月10日
	068	あ ざ み 野 支 店	225-0011	横浜市青葉区あざみ野1-12-10	045-902-5111	昭和58年 3月26日
	069	●荏 田 支 店※	224-0007	横浜市都筑区荏田南5-1-18	045-941-6211	昭和58年 9月16日
	川 崎 市	020	新 城 支 店	211-0044	川崎市中原区新城3-16-12	044-788-3661
030		●溝 ノ 口 支 店※	213-0033	川崎市高津区下作延2-4-10	044-888-2241	平成 1年 9月12日
059		武 蔵 小 杉 支 店	211-0005	川崎市中原区新丸子町920	044-733-0166	昭和40年 8月19日
ATMコーナー	天王洲ATMコーナー		108-0075	港区港南4-6-7		
	西小山駅前ATMコーナー		142-0062	品川区小山6-1-8		

○融資特化型オフィス（預金、為替、税金・公共料金収納等はお取り扱いしておりません。）

●預金特化型店舗（融資業務および渉外業務はお取り扱いしておりません。）

※11:30~12:30窓口営業を休業しております。





しばしんマスコットキャラクター  
「シバワン」「シバ♥サクラ」をよろしくお願ひします！

「シバワン」と「シバ♥サクラ」は幼なじみのラブ  
ラブカップル。遊びも仕事もいつも一緒。  
芝信用金庫の広報・営業担当として、地域の皆様  
から親しまれ、信頼される信用金庫を目指し、日々  
PR活動に奮闘中！！



シバワン



シバ♥サクラ

ワンパクで好奇心旺盛な  
男の子。ピンと立った耳  
で、お客さまの声にいつ  
も耳を傾けています。

おしゃまな女の子。お花の  
ようなピンク色をしてい  
ます。おしゃれが大好き。